資　料　編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先

1　町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上三川町役場	上三川町しらさぎ１－１	(0285) 56－9111
上三川ふれあいの家ひまわり	上三川町大字上三川５０８２－１５	(0285) 38－6821
中央公民館	上三川町大字上三川３９７０	(0285) 56－3510
体育センター	上三川町大字上三川４２７０	(0285) 56－7328
町立図書館	上三川町大字上三川５０４０	(0285) 56－7825
上三川いきいきプラザ	上三川町大字上蒲生１２７－１	(0285) 57－0211
農村環境改善センター	上三川町大字上郷２１４０	(0285) 56－4312

2　消防組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋２４６－１	(0285) 53－0509
石橋地区消防組合上三川消防署	上三川町大字上三川４２３０－１	(0285) 56－2564

3　指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関２－１－２	(03) 5253－7527
農林水産省関東農政局栃木県拠点	宇都宮市中央２－１－１６	(028) 633－3311
東京管区気象台（宇都宮地方気象台）	宇都宮市明保野町１－４合同庁舎６Ｆ	(028) 635－7260
国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所	宇都宮市平松町５０４	(028) 638－2181
国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所	下野市川中子３３２９－７７	(0285) 44－1335
国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	茨城県筑西市二木成１７５３	(0296) 25－2161
国土交通省関東地方整備局下館河川事務所石井出張所	宇都宮市石井町２３４７	(028) 667－0570
厚生労働省栃木労働局真岡労働基準監督署	真岡市荒町５２０３	(0285) 82－4443

4　自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊　東部方面特科連隊第２大隊	宇都宮市茂原１－５－４５	(028) 635－1551

5　県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
栃木県危機管理防災局危機管理課	宇都宮市塙田１－１－２０	(028) 623－2136
栃木県県土整備部河川課	宇都宮市塙田１－１－２０	(028) 623－2446
下野警察署	下野市下古山２４５１－４１	(0285) 52－0110
上三川交番	上三川町大字上蒲生１３１－５	(0285) 56－2004
多功駐在所	上三川町大字多功１５１６－１	(0285) 53－1297
西汗駐在所	上三川町大字西汗９７０－８	(0285) 56－4585
宇都宮土木事務所	宇都宮市竹林町１０３０－２	(028) 626－3123
宇都宮県税事務所	宇都宮市竹林町１０３０－２	(028) 626－3002
河内教育事務所	宇都宮市竹林町１０３０－２	(028) 626－3182
河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町１０３０－２	(028) 626－3059
宇都宮労政事務所	宇都宮市竹林町１０３０－２	(028) 626－3052
県南健康福祉センター	小山市犬塚３－１－１	(0285) 22－0302
県東環境森林事務所	真岡市荒町１１６－１	(0285) 81－9001

6　指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上三川郵便局	上三川町大字上三川５０４９－４	(0285) 56－2001
上三川上蒲生郵便局	上三川町大字上蒲生２１８５－２９	(0285) 56－4141
大山簡易郵便局	上三川町大字大山７５２	(0285) 53－6244
本郷郵便局	上三川町大字東蓼沼２８９－１	(0285) 56－2997
東日本電信電話(株)栃木支店	宇都宮市平出工業団地４８－２	(028) 662－4256
東日本高速道路(株)関東支社 宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂２４－２	(0289) 76－3135
東日本旅客鉄道(株)小金井駅	下野市小金井３００９	非公開
東京ガスネットワーク(株) 栃木支社	宇都宮市東宿郷４－２－１６	(028) 634－1514
ＫＤＤＩ(株)小山テクニカルセンター	小山市神鳥谷１８２８	(0285) 28－5156
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	(03) 6889-2000
(株)ＮＴＴドコモ栃木支店	宇都宮市大通り２－４－３	(028) 651－6107
東京電力パワーグリッド（株）栃木総支社	宇都宮市馬場通り１－１－１１	(028) 305－8025
東京電力パワーグリッド（株）栃木南支社	小山市駅東通り２－２３－２５	(0285) 35－3519
日本原子力発電（株）（東海第二発電所）	茨城県那珂郡東海村大字白方１－１	(029) 282-1211
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草１－１０－６	(028) 622－4326
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央３－１－２	(028) 634－9155

7　指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(一社)栃木県ＬＰガス協会	宇都宮市東今泉２－１－２１	(028) 689－5200
(株)栃木放送	宇都宮市本町１２－１１	(028) 622－1111
(株)エフエム栃木	宇都宮市中央１－２－１	(028) 638－7640
(株)とちぎテレビ	宇都宮市昭和２－２－２	(028) 623－0031
関東自動車(株)	宇都宮市駅前通り３－２－５	(028) 634－8179
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町３３３７－１ （とちぎ健康の森内）	(028) 622－2655
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢２－２－５	(028) 648－0471
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑５－１－５	(028) 658－9877
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町３３３７－１ （とちぎ健康の森内）	(028) 622－6141
(公社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町４－７	(028) 648－0502
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	(028) 658-2515
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	(028) 658-2622
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代1-4-12	(028) 658-2411
栃木県石油商業組合	宇都宮市昭和1-3-10	(028) 622-0435

８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上三川町土地改良区	上三川町しらさぎ１－１	(0285) 56－7457
大山土地改良区	上三川町しらさぎ１－１	(0285) 56－9136
ＪＡうつのみや上三川営農経済センター	上三川町大字上三川３２３７	(0285) 55－1515
酪農とちぎ農業協同組合栃木県南支所	真岡市鬼怒ケ丘１－１０－３	(0285) 84－5369
上三川町商工会	上三川町しらさぎ１－３－４	(0285) 56－2206
(株)渡商会栃木営業所	上三川町大字石田１２４０	(0285) 56－3630
クリーンパーク茂原	宇都宮市茂原町７７７－１	(028) 654－0018
上三川町社会福祉協議会	上三川町上蒲生１２７－１ (上三川いきいきプラザ内)	(0285) 56－3166
(株)東武宇都宮百貨店	宇都宮市宮園町５－４	(028) 636－2211
(株)福田屋百貨店宇都宮店	宇都宮市今泉町２３７	(028) 623－5111
とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市川田町８５８	(028) 634－5115
赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	宇都宮市下栗１－４－３	(028) 638－1919
(株)アクティオ宇都宮南営業所	上三川町しらさぎ２－２３－２	(0285) 56－1860
(株)伊藤園宇都宮東部支店	芳賀町高根沢３８３８－１	(028) 687－1611
(株)ジョイフル本田宇都宮店	上三川町大字磯岡４２１－１	(0285) 57－2111
(株)セキチュー	群馬県高崎市倉賀野町４５３１－１	(027) 345-1111
(株)日産クリエイティブサービス栃木支店	上三川町大字上蒲生２５００	(0285) 56－3335
(株)レンタルのニッケン宇都宮南営業所	上三川町しらさぎ２－２１－７	(0285) 55－2215
東電タウンプランニング（株）栃木総支社	宇都宮市宿郷１－２０－５	(028) 305-5300
（株）八洋フーズ	東京都新宿区東五軒町２－１８	(03) 5206-8887
ケーブルテレビ（株）	栃木市桶ノ口町４３－５	(050) 5535-5655
日産自動車(株)　栃木工場	上三川町大字上蒲生２５００	(0285) 56-1204
王子コンテナー（株）	宇都宮市平出工業団地８－３	(028) 662-2231
ヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町１－３	(03) 6898-8200
上三川町建設事業協同組合	上三川町しらさぎ１－３－４	(0285) 56－2206
栃木県電気工事業工業組合	宇都宮市戸祭４－１４－３１	(028) 622－1931
栃木県電気工事業工業組合小山支部	小山市駅東通り２－２３－２５ (東京電力(株)栃木南支社内)	(0285) 30－4307

9　学校

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
本郷小学校	上三川町大字東蓼沼２５１	(0285) 56－2133
本郷北小学校	上三川町大字西汗１５８５	(0285) 56－5075
上三川小学校	上三川町大字上三川４５９４	(0285) 56－2009
坂上小学校	上三川町大字坂上６２８	(0285) 56－2074
北小学校	上三川町大字上蒲生１７２５	(0285) 56－2431
明治小学校	上三川町大字大山５２４	(0285) 53－0070
明治南小学校	上三川町大字多功１４１２	(0285) 53－0237
本郷中学校	上三川町大字東汗５２０	(0285) 56－2136
上三川中学校	上三川町大字上三川４２７９	(0285) 56－2045
明治中学校	上三川町大字大山２５	(0285) 53－3346
栃木県立上三川高等学校	上三川町大字多功９９４－４	(0285) 53－2367

10　医療機関

(五十音順)

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号
内科・外科	石川医院	上三川町大字大山４６７－５	(0285) 52－0100
	うえのクリニック	上三川町大字上蒲生２３１２－３	(0285) 56-0008
	川嶌内科小児科クリニック	上三川町大字上三川２８６３－1	(0285) 37－7800
	倉持整形外科上三川	上三川町大字西汗１６４４－２	(0285) 55－0888
	小口内科小児科医院	上三川町大字上三川３３５８	(0285) 56－2109
	しらさぎ耳鼻咽喉科クリニック	上三川町しらさぎ２－２５－７	(0285) 57-1133
	新上三川病院	上三川町大字上三川２３６０	(0285) 56－7111
	せんば医院	上三川町しらさぎ１－１９－８	(0285) 55－1500
	竹澤内科医院	上三川町しらさぎ１－４１－１７	(0285) 56－7007
	藤沼医院	上三川町大字梁３４７	(0285) 53－7105
	本郷台医院	上三川町大字西汗１７０６－１	(0285) 57－1623
	やの小児科医院	上三川町大字上三川３４４６－３	(0285) 56－0280
	山崎医院	上三川町大字上蒲生２３５３－３	(0285) 56－0211
	やまだ脳神経外科クリニック	上三川町大字西汗１７０１－４７	(0285) 55－1340
歯科	大川上三川ファミリー歯科	上三川町大字西汗１７０６－９	(0285) 56－1077
	さとう歯科クリニック	上三川町大字上三川４３７７－２	(0285) 55－0252
	しもだ歯科	上三川町大字大山４２２－６	(0285) 51－2299
	二階堂歯科医院	上三川町大字上三川２８４４－１	(0285) 56－7518
	三山歯科クリニック	上三川町大字上蒲生１７８２－２	(0285) 56－5533
	柳田歯科医院	上三川町大字上三川４９４４－２１	(0285) 56－2041
	山崎歯科クリニック	上三川町大字下神主５８－５	(0285) 53－8241

11　保育所等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
大山保育園	上三川町大字大山５５８－１１	(0285) 39－8733
上三川保育園	上三川町大字上三川２８６３－２	(0285) 38－8760
蓼沼保育園	上三川町大字東蓼沼６３２－２	(0285) 56－2210
ふざかしおひさま保育園	上三川町大字西汗１６９８－１１	(0285) 55－0028
あけぼし保育園	上三川町大字上三川４９４０	(0285) 56－7973
認定こども園上三川幼児園	上三川町大字上三川３２０９	(0285) 56－2171
認定こども園しらさぎ幼稚園	上三川町大字上三川５０９５	(0285) 56－2098
やしお幼稚園	上三川町大字上蒲生２１１１－１	(0285) 56－7222
ゆいのわ保育園	上三川町大字西汗１５０６－１	(0285) 38－7255
トータスキッズ	上三川町大字下神主２４９－１	(0285) 52－1000
ふじやま園	上三川町大字上三川３９５０－４	(0285) 39－8267
本郷地域福祉センター	上三川町大字西蓼沼１７－１	(0285) 56－2132
上三川町こども発達支援センター おひさまの家	上三川町大字上蒲生２１０８	(0285) 37－6716
上三川町子育て支援センター	上三川町大字上蒲生３４	(0285) 56－2043

12　上三川町放課後児童クラブ

機 関 名	所 在 地
上三川小学童クラブ	上三川町大字上蒲生４５―1
明治小学童クラブ	上三川町大字大山５５８―8
本郷北小学童クラブ	上三川町大字西汗１５２８―1
本郷小学童クラブ	上三川町大字東蓼沼２５１
北小学童クラブ	上三川町大字上蒲生１７２５
坂上小学童クラブ	上三川町大字坂上６２８
南っ子学童クラブ	上三川町大字多功１４１２
上三川小第２学童クラブ	上三川町しらさぎ1―２２―3

13　隣接市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
宇都宮市役所	宇都宮市旭１－１－５	(028) 632－2222
真岡市役所	真岡市荒町５１９１	(0285) 82－1111
下野市役所	下野市笹原２６	(0285) 82－8888

14　他県の協定市町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茨城県東茨城郡大洗町	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町６８８１－２７５	(029) 267-5111
埼玉県入間郡三芳町	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保１１００－１	(049) 258-0019
茨城県笠間市	茨城県笠間市中央三丁目２－１	(0296) 77-1101

〔避難施設〕

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

施設名	電話番号	所在地	収容地区名	想定収容人数 (収容面積)	対象となる異常な現象		
					洪水	地震	大規模な火事
本郷小学校	(0285)56-2133	東蓼沼251	上郷、西蓼沼、東蓼沼	710人 (1,420㎡)		○	○
本郷北小学校	(0285)56-5075	西汗1585	西汗、西木代、磯岡東汗、上文挟	680人 (1,365㎡)	○	○	○
上三川小学校	(0285)56-2009	上三川4594	上三川、上蒲生、下蒲生、川中子	1,520人 (3,053㎡)	○	○	○
坂上小学校	(0285)56-2074	坂上628	上三川、三村、五分一、坂上、三本木	550人 (1,104㎡)	○	○	○
北小学校	(0285)56-2431	上蒲生1725	上蒲生、川中子、石田	710人 (1,420㎡)	○	○	○
明治小学校	(0285)53-0070	大山524	大山、多功、梁、川中子鞘堂、天神町、下神主上神主、ゆうきが丘	840人 (1,694㎡)	○	○	○
明治南小学校	(0285)53-0237	多功1412	川中子、多功、梁天神町	770人 (1,548㎡)	○	○	○
本郷中学校	(0285)56-2136	東汗520	東汗、西蓼沼、西汗西木代、上文挟	740人 (1,484㎡)		○	○
上三川中学校	(0285)56-2045	上三川4279	上三川、三村五分一	1,010人 (2,028㎡)	○	○	○
明治中学校	(0285)53-3346	大山25	大山、川中子、梁下神主、上神主、ゆうきが丘	910人 (1,832㎡)		○	○
上三川町役場	(0285)23-9115	しらさぎ1－1	上三川、上蒲生しらさぎ	410人 (836㎡)	○	○	○
中央公民館	(0285)56-3510	上三川3970	上三川、三村下蒲生	240人 (495㎡)	○	○	○
体育センター	(0285)56-7328	上三川4270		980人 (1,974㎡)	○	○	○
町立図書館	(0285)56-7825	上三川5040	上三川、上郷上蒲生	280人 (574㎡)	○	○	○
上三川いきいきプラザ	(0285)57-0211	上蒲生127-1	※ 指定福祉避難所	780人 (1,565㎡)	○	○	○
上三川ふれあいの家ひまわり	(0285)38-6821	上三川5082-15	上三川、上蒲生、上郷	310人 (629㎡)	○	○	○
農村環境改善センター	(0285)56-4312	上郷2140	上郷、西蓼沼、東蓼沼	460人 (933㎡)	○	○	○
栃木県立上三川高等学校	(0285)53-2367	多功994-4	※ 町避難所が使用できない場合	960人	○	○	○

○協定避難所一覧表

施設名	電話番号	所在地	定収容人数 (収容面積)	備考
日産自動車 体育館	(0285)56-1204	上蒲生 2500	530 人 (1.067) ㎡	町避難所が使用できない場合 一般避難所として要請
特別養護 老人ホーム 友愛苑	(0285)56-5228	上三川1636－2	５人 (乳幼児　不可)	※福祉避難所として要請
特別養護 老人ホーム トータスホーム	(0285)52-1000	下神主 229-6	保育スペース　６人 ホール　10人 (乳幼児　可)	※福祉避難所として要請
ふじやまの里	(0285)55-0960	上三川3950-1	ふじやまの里　10人 ふじやま荘　５人 (乳幼児　可)	※福祉避難所として要請

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

施設名	電話番号	所在地	指定避難場所	洪水予報等の連絡方法
三本木デイサービスセンター	(0285)55－2005	上三川町大字三本木 411－4	坂上小学校	電話 戸別伝達 広報車
グループホーム　ぽぷら	(0285)56－3399	上三川町大字石田 1238－3	北小学校	
蓼沼保育園	(0285)56－2210	上三川町大字東蓼沼 632－2	上三川保育園	
特別養護老人ホーム 友愛苑	(0285)56－5228	上三川町大字上三川 1636－2	上三川小学校	
やしお幼稚園	(0285)56－7222	上三川町大字上蒲生 2111-1	北小学校	
上三川町こども発達支援センター	(0285)37－6716	上三川町大字上蒲生 2108-2	上三川町役場	

○ヘリポート一覧表

1　飛行場外離着陸場

名　　称	所 在 地	連 絡 所	面　積	備　考
蓼沼緑地公園	上三川町大字東蓼沼1013	上三川町都市建設課（0285）56－9141	86,836㎡	

2　緊急離着陸場

名　　称	所 在 地	連 絡 所	面　積	備　考
桃畑緑地公園	上三川町大字上郷88	上三川町都市建設課（0285）56－9141	66,614㎡	
富士山公園	上三川町大字上三川3968－1	〃	55,190㎡	南側工場、東側公民館、西・北側樹木、大型可
石田公園	上三川町大字石田448-1外	〃	13,800㎡	東側河川、北側樹木

3　その他

発着場適地	所 在 地	適 地 面 積	備　考
上三川中学校校庭	上三川町大字上三川4279	130m×180m	北側に校舎、西側に樹木あり
上三川小学校校庭	上三川町大字上三川4594	80m×130m	北側に校舎、南側に樹木あり
本郷中学校校庭	上三川町大字東汗520	130m×120m	北側に校舎あり
本郷北小学校校庭	上三川町大字西汗1585	120m×70m	北側に校舎、南側に樹木あり
明治中学校校庭	上三川町大字大山25	120m×100m	北側に校舎、東側に樹木あり
明治南小学校校庭	上三川町大字多功1412	90m×70m	北側に校舎あり
明治小学校校庭	上三川町大字大山524	90m×80m	北側に校舎あり
坂上小学校校庭	上三川町大字坂上628	100m×80m	東側に校舎あり
本郷小学校校庭	上三川町大字東蓼沼251	100m×70m	東側に民家あり
北小学校校庭	上三川町大字上蒲生1725	130m×90m	北側に校舎あり
上三川町役場	上三川町しらさぎ1-1	80m×70m	東側に庁舎あり

〔消防・医療施設〕

○配水池数量及び貯水能力

（令和４年４月１日現在）

配　　水　　池	
池　　数	貯　水　能　力　m^3
3	12,578

○鋼板プール等設置状況（公立）

（令和４年４月１日現在）（単位：基）

小　学　校　※本郷北小学校を除く				中　学　校			高　等　学　校		
鋼板製	RC造	その他 不詳	計	鋼板製	RC造	計	鋼板製	ＰＣ造	計
2	3	1	6	1	2	3	1		1

○医療機関の収容能力一覧表

（単位：人）

医療機関名	所 在 地	電　　話	収容能力		助産施設の有無
				うち重症患者	
新上三川病院	上三川町大字上三川2360	（0285）56－7111	5		無
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	（0285）44－2111	216	30	有
獨協医科大学病院	壬生町北小林880	（0285）86－1111	232	46	有

○消防施設の整備の状況

1　消防本部機械

（単位：台）

車両別 / 署所	ポンプ車	タンク車	化学車	はしご車	救助工作車	重機・重機搬送車	救急車	指揮車	広報車	その他
消防本部・石橋消防署	1	2	1	1	1	1	3	1	3	3
壬生消防署	1	2					2			
上三川消防署	1	1					2			1
計	3	5	1	1	1	1	7	1	3	4

2　消防機械等の保有状況（令和４年４月１日現在）

（単位：ヶ所、台）

種類 / 分団名	1分団				2分団				3分団				合計
	1部	2部	3部	4部	1部	2部	3部	4部	1部	2部	3部	4部	
詰所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
器具置場（車庫を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
普通消防ポンプ自動車	1	1	1		1		1		1	1	1		8
小型動力ポンプ自動車				1		1		1				1	4

3　消防水利一覧表（令和４年４月１日現在）

（単位：基）

消火栓			防火水槽				プール	合計
（公）	（私）	小計	（公）20m3～40m3	（公）40m3～	（私）	小計		
929	2	931	142	28	38	208	12	1,151

○危険物貯蔵所

１　危険物大量貯蔵所（令和４年４月１日現在）

		第１石油類	第２石油類	第３石油類	第４石油類	合 計
日本オイルターミナル(株)	屋外タンク貯蔵所 22施設	11,499.40	15,381.70	13,312.00		
多功2425	一般取扱所 3施設	4,400.00	3,704.00	1,238.00	81.00	
施設数 30	屋外貯蔵所 4施設			148.00	72.00	
	屋内貯蔵所 1施設	0.88	0.34	0.50	0.40	
（単位：kl）	合 計	15,900.28	19,086.04	14,698.30	153.40	49,838.02

		特殊引火物	第１石油類	第２石油類	第３石油類	第４石油類	アルコール類	第２類(kg)	合 計
日産自動車(株)	屋内貯蔵所 10施設	600	21,446	175,960	28,360	48,970	2,616		※第２類を除く
上蒲生2500	屋外タンク貯蔵所 13施設			116,370	1,274,000	50,000			
施設数 67	地下タンク貯蔵所 15施設		45,000	276,600	31,891				
	給油取扱所 8施設		101,554	44,857					
	一般取扱所 19施設		34,080	199,233	237,999	129,853	1,110	350	
	屋外貯蔵所 1施設			19,000					
（単位：ｌ）	屋内タンク貯蔵所 1施設				19,000				
	合 計	600	202,080	832,020	1,591,250	228,823	3,726	350	2,858,499

２　危険物規制対象施設数一覧表（令和４年４月１日現在）

（単位：ｋｌ）

区 分	件 数	第１石油類	第２石油類	第３石油類	第４石油類	動植物油類	特殊引火物	アルコール類	
製造所	1	11,200	24,000	16,600	6,600	7,000	250	8,800	
屋内貯蔵所	32	87,208	220,696	119,315	26,628	22,000	600	41,603	
屋外タンク貯蔵所	3			29,800		50,000			
屋内タンク貯蔵所	1		10,000						
地下タンク貯蔵所	14		40,600	88,000				20,000	
簡易タンク貯蔵所	1	600							
移動タンク貯蔵所	38	437,120	混載のため数量で表す						
屋外貯蔵所	3		12,000	22,000	46,000				
給油取扱所	30	550,349	1,097,976	3,900	23,550				
一般取扱所	10	1,400	77,061	16,000	800	40,000			
第１種販売	2	4,321	8,051	200		300		108	
合 計	135	949,978	1,567,583	360,835	103,578	119,300	850	70,511	

注）危険物の大量貯蔵所（日産自動車・日本オイルターミナル）を除く。

〔地区防災計画一覧〕

No.	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	石田地区	石田地区防災計画	・基本方針 ・計画対象地域及び策定主体 ・地区の特性と予想される災害 ・防災活動の内容 ・避難行動要支援者支援計画 ・地区の防災対策 ・平常時の取組み	令和２年度
2	本郷台第一自治会	本郷台第一自治会地区防災計画	・住民の役割 ・災害の種別と防災計画の方向性 ・第一自治会地区の特徴とリスク ・発災時に想定される被害 ・具体的防災対策 ・自主防災組織の活動案 ・防災資機材の充実 ・自主防災組織とその役割	令和４年度

〔応援協定等〕

○災害時の応援協定一覧（行政）

協定名	締結日 （改定日）	締結先	内容（概要）
災害時における市町村相互応援に関する協定	H8.7.30 (R4.2.22)	県内市町村	相互応援
災害対策支援協力に関する覚書	H26.2.13	茨城県東茨城郡大洗町	相互応援
災害時における相互応援に関する協定	H27.11.16	埼玉県入間郡三芳町	相互応援
石橋地区消防相互応援協定書	H8.4.1 (H19.5.28)	石橋地区消防組合	相互応援
災害時の情報交換に関する協定	H23.3.29	国土交通省関東地方整備局	情報交換 情報連絡員の派遣 （リエゾン）
災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	H23.10.1	※６市４町	備蓄品の共同利用
災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書	H27.2.12	真岡市	避難場所等提供 （相互）
災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書	H27.2.12	下野市	避難場所等提供 （相互）
災害時における学校施設の使用に関する協定	H28.6.28	下野市 栃木県立上三川高等学校	避難場所等提供
原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定	H29.3.22	茨城県笠間市	避難場所等提供 （受入れ）

※６市４町：宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町

○災害時の応援協定一覧（民間等）

協定名	締結日（改定日）	締結先	内容（概要）							
			生活必需品	食料・飲料	資機材	人員提供	応急対策	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	H23.10.1	6市4町 （株）東武宇都宮百貨店 （株）福田屋百貨店	○	○						
災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	H23.10.1	6市4町 とちぎコープ生活協同組合	○	○						
災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定書	H25.8.23	上三川町商工会	○	○						
災害時における物資の供給に関する協定書	H25.8.23	（株）ジョイフル本田	○	○						
災害時における物資の供給に関する協定書	H25.8.23	（株）セキチュー	○	○						
災害時における物資の供給に関する協定書	H25.8.23	（株）日産クリエイティブサービス　栃木支店	○	○						
災害時における飲料水の供給に関する協定書	H25.8.23	（株）伊藤園		○						
災害時における飲料の提供協力に関する協定	H30.9.27	(株)八洋フーズ		○						
災害時における物資の供給に関する協定書	H25.8.23	（株）アクティオ			○					
災害時における物資の供給に関する協定書	H25.8.23	（株）レンタルのニッケン 宇都宮南営業所			○					
災害時等における物資供給等防災に関する協力協定	R2.11.24	王子コンテナー(株) 宇都宮工場			○					
災害時の応急対策業務の実施に関する協定	H19.7.18	上三川町建設事業協同組合			○	○	○			
災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R3.8.5	社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会			○	○		○		
災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書	H25.11.28	栃木県電気工事業工業組合			○		○			電気設備復旧

協定名	締結日 （改定日）	締結先	内容（概要）							
			生活必需品	食料・飲料	資機材	人員提供	応急対策	情報収集・伝達	避難場所等提供	その他
災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書	H25.11.28	栃木県電気工事業工業組合 小山支部				○	○	○		電気設備復等
災害時における食料・生活必需品等の輸送協力に関する協定	H23.10.1	６市４町 赤帽栃木県軽自動車運送協同組合				○				物資輸送
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	H29.8.28	栃木県トラック協会 下野支部				○				物資輸送
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R2.8.4	東京電力パワーグリット（株）					○	○		停電復旧
災害時における上三川町と上三川郵便局との協力に関する覚書	H13.3.29	上三川郵便局						○	○	郵便
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定の締結について	H27.3.10	（株）栃木テレビ （株）栃木放送						○		
安全安心に関わる放送協定	R1.12.18	ケーブルテレビ（株）						○		
災害に係る情報発信等に関する協定	R3.2.18	ヤフー（株）						○		
災害時発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H27.11.19	社会福祉法人　順仁会 社会福祉法人　幸知会 社会福祉法人　上三川福祉会							○	
災害時における施設の使用に関する協定	R2.1.31	日産自動車（株） 栃木工場							○	
災害時における地図製品等の供給に関する協定	H30.1.26	(株)ゼンリン								地図提供
災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定	R2.1.31	日産自動車（株）栃木工場 栃木日産自動車販売（株） 日産プリンス栃木販売（株）								電力供給
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	H28.9.29	東電タウンプランニング（株） 栃木総支社								避難案内

○災害時における市町相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、栃木県内の市町において災害が発生し、被災市町のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町が県内他市町に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第12号及び第67条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(5) 火葬場の提供及びあっせん

(6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん

(7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣

(8) ボランティアのあっせん

(9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号から第６号に掲げるものの品名、数量等

(3) 前条第７号に掲げるものの職種別人員

(4) 応援の場所及び経路

(5) 応援を希望する期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第４条　災害が発生し、緊急に応援出動をすることが必要と認めた市町は、自主的に出動できるものとする。

２　自主的に出動した応援市町は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

３　前項による応援については、被災市町からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、被災市町の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町の負担とする。

２　前項の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

第６条　応援市町は、被災市町が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町が行うものとする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途上において生じたものについては応援市町が、賠償するものとする。

（県の役割）

第８条　県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

第９条　市町の相互応援に関する連絡窓口は防災主管課とし、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（補則）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、令和４年２月22日から適用する。

２　平成8 年７月30 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結は、県内全ての市町長の承諾書をもって証し、協定書を栃木県及び各市町において保有する。

令和４年２月22日

○災害時における市町相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「災害時における市町相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

（応援職員に対する便宜の供与）

第３条　被災市町は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第４条　協定第５条第１項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

（経費の支払方法）

第５条　応援市町が、協定第６条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町に請求するものとする。

(1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

(6) 協定第２条第９号に規定する事項については、その実施に要した額

２　前号に定める請求は、応援市町長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

附　則

１　この実施細目は、令和４年２月22日から~~施行~~適用する。

２　平成８年7 月30 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長　下保修（以下「甲」という）。と、上三川町長猪瀬成男（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　上三川町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　上三川町災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること。

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市建設等）の被害状況に関すること。

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年３月２９日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　下　保　　修

乙）栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上　三　川　町　長　　猪　瀬　　成　男

注）協定締結時のものです。

○災害対策支援協力に関する覚書

栃木県上三川町と茨城県大洗町との友好都市協定書に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関し次のように定める。

（目的）

第１条　この覚書は、協定町のいずれかの地域において地震等の災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
(4)　消防、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
(5)　被災者を一時収容するための施設の提供
(6)　児童、生徒の受入
(7)　ボランティア等の斡旋
(8)　前各号に掲げるもののほか、被災町村が特に必要と認める事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する被災町は、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況
(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては物資等の品名及び数量等
(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種等及び人員
(4)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
(5)　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
(6)　応援場所及びその経路
(7)　応援の期間
(8)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第 5 条　応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については原則として被災町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、経費負担の具体的な取扱いは、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町村が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第 6 条　第 3 条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町が行うものとする。

2　応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第 7 条　協定町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町村と連絡が取れない場合で、協定町が必要と認めたときは、被災町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2　前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第 3 条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第 5 条の規定を準用する。

（連絡責任者及び情報交換）

第 8 条　この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定町は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第 9 条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

平成２６年２月１３日

栃木県上三川町長　　星野　光利

茨城県大洗町長　　小谷　隆亮

注）協定締結時のものです。

○上三川町・三芳町災害時における相互応援に関する協定

栃木県河内郡上三川町、埼玉県入間郡三芳町（以下「協定町」という。）とは、地震、水害等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定町間の相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、協定町において災害が発生し、被害を受けた町（以下「被災町」という）が独自では十分な被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 救助及び応急復旧に必要な人員の派遣並びに車両等の提供

(2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供

(3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供

(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、使用可能な通信手段を用いて連絡し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況及び要請理由

(2) 前条第１号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数

(3) 前条第２号から第４号に掲げるものの品名、数量等

(4) 応援の期間

(5) 応援の場所及び経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、応援要請をした町（以下「要請町」という。）の負担とする。

２　要請町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ要請町から要請があった場合

は、応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、協定町間で協議をすることができるものとする。

（公務災害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の公務災害補償の手続等は、応援町から地方公務員災害補償基金（応援町が属する都道府県）支部に申請し、当該支部が審査・認定するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請町への往復途上に生じたものを除き、要請町が、その賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第７条　協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに、協定町いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに１年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定町の首長が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年１１月１６日

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保１１００番地１
三芳町
三芳町長　　林　伊　佐　雄

注）協定締結時のものです。

○石橋地区消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安寧秩序を図るため、市町相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域及び対象）

第２条　この協定の実施区域は、下野市、壬生町、上三川町（以下「協定市町」という。）及び石橋地区消防組合とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは大規模又は特殊火災及び自然災害等の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第４条　この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

１　普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請をまたずに出動する応援。

２ 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援。

（応援要請の方法）

第５条　応援の要請は、災害発生地市町長から電話、その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数

(4) 応援隊集結（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

２　普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

２　応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第７条　消防長及び受援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、消防長又は受援市町の消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（費用の負担）

第９条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防団員の手当等に関する費用は、応援隊側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

（保管）

第１０条　この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定市町長及び石橋地区消防組合管理者が押印のうえ各1通を保管する。

（改廃）

第１１条　この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（委任）

第１２条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は、消防長及び協定市町の消防団長が協議のうえ定める。

附　則

この協定は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この協定は、平成１９年5月２８日から施行する。

下野市長　　広 瀬 寿 雄

壬生町長　　清 水 英 世

上三川町長　猪 瀬 成 男

石橋地区消防組合
管理者　　清 水 英 世

注）協定締結時のものです。

○災害時における備蓄品の共同利用に関する協定

栃木県央都市圏首長懇談会を構成する宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「６市４町」という。）は、災害時における備蓄品の共同利用について、次のとおり協定を締結する。

（備蓄品の提供）

第１条　６市４町の区域内において、災害が発生したときは、５市10町のうち災害を受けていない市町（以下「非被災市町」という。）は、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）に対し、その援助の要請に応じて備蓄品を提供するものとする。

（援助の要請）

第２条　被災市町が非被災市町へ援助を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

(1) 被害の状況

(2) 備蓄品の品名、数量等

(3) 備蓄品の搬入場所及び方法等

２　援助の要請は、電話その他の通信手段によるものとし、後日、文書をもってその内容を通知するものとする。

（提供する備蓄品）

第３条　非被災市町が提供する備蓄品は、非被災市町が保有する食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等とする。

（備蓄品の運搬）

第４条　備蓄品の運搬は、備蓄品を保有する市町が行うものとする。

（経費の負担）

第５条　備蓄品の提供に要した経費は、被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、被災市町と備蓄品を提供した市町との間で別途協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　６市４町は、この協定に基づく備蓄品の提供が円滑に行われるよう、備蓄等の状況に関する資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

（補則）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、６市４町は記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２３年１０月１日

宇都宮市 宇都宮市長　　佐 藤 栄 一

鹿 沼 市 鹿沼市長　　佐 藤　信

真 岡 市 真岡市長　　井 田 隆 一

さくら市 さくら市長　　人 見 健 次

下野市 下野市長　　広 瀬 寿 雄

日光市 日光市長　　斎 藤 文 夫

上三川町 上三川町長　　星 野 光 利

芳 賀 町 芳賀町長　　豊 田 征 夫

壬 生 町 壬生町長　　小 菅 一 弥

高根沢町 高根沢町長　　高 橋 克 法

注）協定締結時のものです。

○災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書

真岡市（以下「甲」という。）と上三川町（以下「乙」という。）は、甲及び乙の地域において大規模な風水害、火災、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における一時的な滞在（以下「相互避難」という。）について、栃木県及び県内全市町と締結している「災害時における市町村相互応援に関する協定（平成８年７月３０日締結）」に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、災害時等において、甲及び乙の住民の相互避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（相互避難の基本的事項）

第２条　災害時等で住民の生命又は身体を災害から保護するため、甲及び乙が相互避難の必要があると認めたときは、それぞれの住民を受入れるものとする。

２　甲及び乙は、指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供する。

（避難者の報告）

第３条　甲及び乙は、この協定に基づき相手方の住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。

（住民への広報等）

第４条　甲及び乙は、受入れ避難所に関する広報等をそれぞれの行政区の住民に対して行うものとする。

（必要物資等）

第５条　甲及び乙は、相手方の住民を避難者として受け入れた場合において、当該避難者に係る避難所運営に必要な物資、防災資機材等（以下「必要物資」という。）について、当該避難所を設営した被災市町が確保に努めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、被災市町における必要物資の確保が困難なときは、被災市町は、受け入れた避難者の属する市町に対し必要物資の一部又は全部を貸与し、又は提供するよう求めることができる。

（費用の負担）

第６条　相互避難に要する費用のうち災害救助法（昭和３６年法律第２２３号）に定めがないものについては、原則として被災市町が負担する。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この覚書が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この覚書に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。

（効力発生の日）

第９条　この覚書は、覚書締結の日からその効力を生ずる。

（協議事項）

第１０条　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年　２月１２日

甲　　真岡市長　　井田隆一

乙　　上三川町長　　星野光利

注）協定締結時のものです。

「災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書」に基づく受入れの用に供する避難施設

1　真岡市若旅、谷貝新田の一時避難所

名称	所在地	電話
上三川町立坂上小学校	上三川町大字坂上６２８番地	０２８５－５６－２０７４

2　上三川町大字東蓼沼（向川原自治会）の一時避難所

名称	所在地	電話
真岡市立亀山小学校	真岡市亀山１０３７番地３	０２８５－８４－６２５０
真岡市立長田小学校	真岡市長田１３０２番地１	０２８５－８２－１７５０
真岡市自然教育センター	真岡市柳林１１４０番地２	０２８５－８３－１２７７

「災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書」に基づく受入れの用に供する避難施設

1　真岡市若旅（わかたび）、谷貝新田（やがいしんでん）の一時避難所（144 名 36 世帯）

名称	所在地	電話
上三川町立坂上小学校	上三川町大字坂上６２８番地	０２８５－５６－２０７４

2　上三川町大字東蓼沼（向川原自治会）の一時避難所（男 38 人・女 46 人 計 84 人 30 世帯）

名称	所在地	電話
真岡市立亀山小学校	真岡市亀山１０３７番地３	０２８５－８４－６２５０
真岡市立長田小学校	真岡市長田１３０２番地１	０２８５－８２－１７５０
真岡市自然教育センター	真岡市柳林１１４０番地２	０２８５－８３－１２７７

○災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書

下野市（以下「甲」という。）と上三川町（以下「乙」という。）は、甲及び乙の地域において大規模な風水害、火災、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における一時的な滞在（以下「相互避難」という。）について、栃木県及び県内全市町と締結している「災害時における市町村相互応援に関する協定（平成８年７月３０日締結）」に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、災害時等において、甲及び乙の住民の相互避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（相互避難の基本的事項）

第２条　災害時等で住民の生命又は身体を災害から保護するため、甲及び乙が相互避難の必要があると認めたときは、それぞれの住民を受入れるものとする。

２　甲及び乙は、指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供する。

（避難者の報告）

第３条　甲及び乙は、この協定に基づき相手方の住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。

（住民への広報等）

第４条　甲及び乙は、受入れ避難所に関する広報等をそれぞれの行政区の住民に対して行うものとする。

（必要物資等）

第５条　甲及び乙は、相手方の住民を避難者として受け入れた場合において、当該避難者に係る避難所運営に必要な物資、防災資機材等（以下「必要物資」という。）について、当該避難所を設営した被災市町が確保に努めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、被災市町における必要物資の確保が困難なときは、被災市町は、受け入れた避難者の属する市町に対し必要物資の一部又は全部を貸与し、又は提供するよう求めることができる。

（費用の負担）

第６条　相互避難に要する費用のうち災害救助法（昭和３６年法律第２２３号）に定めがないものについては、原則として被災市町が負担する。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この覚書が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この覚書に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。

（効力発生の日）

第９条　この覚書は、覚書締結の日からその効力を生ずる。

（協議事項）

第１０条　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年　２月１２日

甲　　下 野 市 長　　広　瀬　寿　雄

乙　　上三川町長　　星　野　光　利

注）協定締結時のものです。

「災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書」に基づく受入れの用に供する避難施設

1　下野市・・・・（石橋駅東）の一時避難所

名称	所在地	電話
上三川町立明治南小学校	上三川町大字多功１４１２番地	０２８５－５３－０２３７

2　上三川町大字鞘堂（鞘堂自治会）の一時避難所

名称	所在地	電話
グリムの館	下古山７４７番地	０２８５－５２－１１８０
下野市立古山小学校	下古山三丁目１番地９	０２８５－５２－１１３２

「災害時等における避難者の相互受入れに関する覚書」に基づく受入れの用に供する避難施設

1　下野市・・・・（石橋駅東）の一時避難所

名称	所在地	電話
上三川町立明治南小学校	上三川町大字多功１４１２番地	０２８５－５３－０２３７

2　上三川町大字鞘堂（鞘堂自治会）の一時避難所（男 146 人・女 132 人 計 278 人 101 世帯）

名称	所在地	電話
グリムの館	下古山７４７番地	０２８５－５２－１１８０
下野市立古山小学校	下古山三丁目１番地９	０２８５－５２－１１３２

○災害時における学校施設の使用に関する協定

下野市（以下「甲」という。）と上三川町（以下「乙」という。）及び栃木県立上三川高等学校（以下「丙」という。）との間に、甲及び乙が丙の管理する学校施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙がそれぞれ開設する第一次避難場所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、丙の管理する学校施設を利用することについて及び丙の教職員が避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し必要な事項を定め、災害時に迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（施設利用等の要請）

第２条　甲及び乙は、災害時において、丙の管理する学校施設を避難所として利用する必要が生じた場合は、丙に対して、施設利用等を要請することができる。

２　前項の規定により、施設利用等を要請するときは、事前に文書でその旨を通知するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、文書で通知する暇がないときは、電話又は口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

４　丙は、甲及び乙から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、丙が被災したときはこの限りではない。

５　甲及び乙の区域内において震度５強以上の震度を観測したときは、丙は、甲及

び乙からの要請を待たずに自らの判断で丙の管理する学校施設を避難所等の利用に供するものとする。

（対象施設）

第３条　甲及び乙が利用することができる学校施設は、体育館及び備品、機器類等の付帯設備（以下「体育館等」という。）及びその他の施設とする。

（避難所の開設）

第４条　避難所の開設は、丙の教職員の協力を得て、甲及び乙の派遣した市町職員が行うものとする。

２　前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、丙の施設の被害状況等を勘案したうえで、下野市発行の下野市避難所運営マニュアル等を参考にして、甲乙丙協議のうえ、その都度定めるものとする。

（避難所の管理）

第５条　甲及び乙は避難所を開設したときは市町職員を配置し、責任者を置くものとする。

２　避難所の管理及び運営は、甲及び乙の派遣した市町職員、丙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会等が連携して行うものとする。

（費用負担）

第６条　学校施設の使用料は無料とする。ただし、学校施設を避難所として開設したことにより生じた費用及び損害については、甲及び乙の負担とする。

２　前項の規定により生じた損害については、甲及び乙が協力して、速やかにその修繕を行う。

（使用期間）

第７条　避難所としての使用期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙丙協議のうえ、延長することができるものとする。

（丙の管理する学校施設の返還）

第８条　甲及び乙は、丙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

２　甲及び乙は、避難者の減少等により施設利用等の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に丙に返還するものとする。

（避難所の閉鎖）

第９条　甲及び乙は、避難所を閉鎖するときは、丙に対し文書でその旨を通知するとともに、甲乙丙協議のうえ、定める期間内に原状に復帰し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第１０条　この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

	組織名	連絡責任者	電話番号
甲	下野市	安全安心課長	０２８５－３２－８８９４
乙	上三川町	総務課長	０２８５－５６－９１１５
丙	上三川高等学校	事務長	０２８５－５３－２３６７

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３０日前までに、甲乙丙のいずれからも解除の申し出がないときは、さらに１年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年　　６月　２８日

甲　栃木県下野市笹原２６番地

下　　野　　市

下 野 市 長　　広　瀬　寿　雄

乙　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

上三川町

上 三 川 町 長　　星　野　光　利

丙　栃木県河内郡上三川町大字多功９９４番地４

栃木県立上三川高等学校

学　校　長　　松　本　一　夫

注）協定締結時のものです。

○災害対策支援協力に関する覚書

栃木県小山市、真岡市、下野市、上三川町及び壬生町（以下「避難受入市町」という。）と茨城県笠間市（以下「笠間市」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における笠間市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条この協定は、避難受入市町及び笠間市が原子力災害時等に災害対策基本法第 86 条の９の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う笠間市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本的事項）

第２条 原子力災害時等で笠間市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、笠間市長が県外広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市町は笠間市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、笠間市民を受け入れるものとする。

２ 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を笠間市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

３ 避難所の開設等受入業務については、笠間市の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとし、笠間市はできるだけ早期に避難受入市町から避難所の運営を移管させる。

４ 県外広域避難にあたっては、笠間市は茨城県及び栃木県と連携し、避難受入市町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第３条 避難受入市町に対する県外広域避難の受入要請は、笠間市が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

２ 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

３ 避難受入市町は、笠間市と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入れ準備を開始する。

（受入期間）

第４条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として１か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、笠間市が、茨城県、栃木県及び避難受入市町と協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第５条 県外広域避難を行う笠間市民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び笠間市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

（必要物資等）

第６条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、笠間市が茨城県と協力し確保するものとする。

２ 前項の必要物資が不足する場合は、避難受入市町に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

第７条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、笠間市が負担する。

２ 笠間市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第８条 避難受入市町及び笠間市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第９条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び笠間市の防災担当課長とする。

（協議事項）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び笠間市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書６通を作成し、各市町記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 29 年３月 22 日

栃木県小山市長　　大久保 寿 夫

栃木県真岡市長　　井 田 隆 一

栃木県下野市長　　広 瀬 寿 雄

栃木県上三川町長　　星 野 光 利

栃木県壬生町長　　小 菅 一 弥

茨城県笠間市長　　山 口 伸 樹

注）協定締結時のものです。

○災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と〔株式会社東武宇都宮百貨店、株式会社福田屋百貨店〕（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする食料等の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等）

第４条　甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表第１に掲げる物資のうちから指定する。

（食料等の運搬）

第５条　食料等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第６条　食料等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第７条　第３条及び第５条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

（その他必要な支援）

第８条　この協定に定める事項のほか、食料等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第９条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施日）

第１０条　この協定は、平成２３年１０月１日から実施する。

本協定締結の証として本書を１２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

別表第１

災害時の食料・生活必需品

No.	種　類	物　　資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウエットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食料	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成２３年１０月１日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市
宇都宮市長　　佐 藤 栄 一

鹿沼市今宮町1688番地１
鹿沼市
鹿沼市長　　佐 藤　信

真岡市荒町5191番地
真岡市
真岡市長　　井 田 隆 一

さくら市氏家2771番地
さくら市
さくら市長　　人 見 健 次

下野市小金井1127番地
下野市

下野市長　　広 瀬 寿 雄

日光市今市本町1番地
日光市
日光市長　　斎 藤 文 夫

上三川町しらさぎ１丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星 野 光 利

芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町
芳賀町長　　豊 田 征 夫

壬生町通町12番22号
壬生町
壬生町長　　小 菅 一 弥

高根沢町大字石末2053番地
高根沢町
高根沢町長　　高 橋 克 法

宇都宮市宮園町５番４号
株式会社東武宇都宮百貨店
代表取締役社長　　根 津 公 一

宇都宮市戸祭元町２番８号
株式会社福田屋百貨店
代表取締役社長　　福 田 宏 一

注）協定締結時のものです。

○災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と、とちぎコープ生活協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする食料等の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等）

第４条　甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表第１の物資を指定する。

（食料等の運搬）

第５条　食料等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第６条　食料等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第７条　第３条及び第５条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

（その他必要な支援）

第８条　この協定に定める事項のほか、食料等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）

第９条　この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定める

ものとする。

（実施日）

第１１条　この協定は、平成２３年１０月１日から実施する。

本協定締結の証として本書を１１通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

別表第１

災害時の食料・生活必需品

No.	種　類	物　　資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウエットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食料	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成２３年１０月１日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市
宇都宮市長　　佐 藤 栄 一

鹿沼市今宮町1688番地１
鹿沼市
鹿沼市長　　佐 藤　信

真岡市荒町5191番地
真岡市
真岡市長　　井 田 隆 一

さくら市氏家2771番地
さくら市
さくら市長　　人 見 健 次

下野市小金井1127番地
下野市
下野市長　　広 瀬 寿 雄

日光市今市本町1番地
日光市
日光市長　　斎 藤 文 夫

上三川町しらさぎ１丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星 野 光 利

芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町
芳賀町長　　豊 田 征 夫

壬生町通町12番22号
壬生町
壬生町長　　小 菅 一 弥

高根沢町大字石末2053番地
高根沢町
高根沢町長　　高 橋 克 法

宇都宮市川田町858番地
とちぎコープ生活協同組合
理事長　　片 桐 雅 義

注）協定締結時のものです。

○災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定書

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、上三川町（以下「甲」という。）と、上三川町商工会（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、次のとおり食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙の保有する食料等の供給等について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする食料等の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、保有する食料等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等）

第４条　甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表第１の物資を指定する。

（食料等の運搬）

第５条　食料等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第６条　食料等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用の支払い）

第７条　第３条及び第５条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（その他必要な支援）

第８条　この協定に定める事項のほか、食料等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（担当者等の報告）

第９条　甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成２６年

３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年８月２３日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

乙　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目３番地４
上三川町商工会
会長　　宮　﨑　　哲

注）協定締結時のものです。

別表第１

災害時の食料・生活必需品

No.	種　類	物　　資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウエットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食料	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

○災害時における物資の供給に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と株式会社ジョイフル本田（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、物資の調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し保有する物資の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第４条　甲の要請に基づき乙が甲に供給する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) 衣料品

(5) 寝具類

(6) その他甲が指定する物資

（物資の納入）

第５条　物資の納入は、甲乙調整の上、甲が指定する場所へ行うものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合には、甲又は甲が協力を要請する運送事業者等が行うものとする。

３　甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

４　甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（物資の費用）

第６条　前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担す

るものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次に掲げる者を連絡責任者とする。

(1) 甲　上三川町　総務課長

(2) 乙　株式会社ジョイフル本田　宇都宮店　店長

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年８月２３日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

乙　茨城県土浦市富士崎一丁目１６番２号
株式会社ジョイフル本田
代表取締役　　矢ケ﨑　健一郎

注）協定締結時のものです。

○災害時における物資の供給に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と 株式会社セキチュー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、物資の調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し保有する物資の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第４条　甲の要請に基づき乙が甲に供給する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) 衣料品

(5) 寝具類

(6) その他甲が指定する物資

（物資の納入）

第５条　物資の納入は、甲乙調整の上、甲が指定する場所へ行うものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合には、甲又は甲が協力を要請する運送事業者等が行うものとする。

３　甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

４　甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（物資の費用）

第６条　前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担す

るものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次に掲げる者を連絡責任者とする。

(1) 甲　上三川町　総務課長

(2) 乙　株式会社セキチュー　上三川店　店長

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年８月２３日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

乙　群馬県高崎市倉賀野町４５３１番地１
株式会社セキチュー
代表取締役　　関　口　　忠

注）協定締結時のものです。

○災害時における物資の供給に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と株式会社日産クリエイティブサービス　栃木支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、物資の調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し保有する物資の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第４条　甲の要請に基づき乙が甲に供給する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

(1) 飲料水

(2) 食料品

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

（物資の納入）

第５条　物資の納入は、甲乙調整の上、甲が指定する場所へ行うものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合には、甲又は甲が協力を要請する運送事業者等が行うものとする。

３　甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

４　甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（物資の費用）

第６条　前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する

ものとする。

（費用の支払い）

第７条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次に掲げる者を連絡責任者とする。

(1) 甲　上三川町　総務課長

(2) 乙　株式会社日産クリエイティブサービス　栃木支店　副支店長

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年８月２３日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

乙　栃木県河内郡上三川町大字上蒲生２５００番地
株式会社日産クリエイティブサービス　栃木支店
支店長　　石　川　　充

注）協定締結時のものです。

○災害時における飲料水の供給に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と 株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、飲料水の調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲料水の調達が必要となった場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する飲料水の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする飲料水と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し保有する飲料水の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（飲料水の範囲）

第４条　甲の要請に基づき乙が甲に供給する飲料水は、乙の取り扱っている飲料水とする。

（飲料水の納入）

第５条　乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ飲料水を納入するものとする。ただし、乙が飲料水を納入することが困難である場合には、甲乙協議するものとする。

２　甲は、飲料水の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る飲料水を確認の上、引渡しを受けるものとする。

３　甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（飲料水の費用）

第６条　前条の規定により、乙が供給した飲料水の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条　飲料水の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（飲料水の安定供給）

第８条　乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、町民に対して飲料水を供給し、町民

生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

（連絡責任者）

第９条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次に掲げる者を連絡責任者とする。

(1) 甲　上三川町　総務課長

(2) 乙　株式会社伊藤園　宇都宮東部支店　支店長

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１１条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年８月２３日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

乙　東京都渋谷区本町３丁目４７番１０号
株式会社　伊藤園
代表取締役　　本　庄　大　介

注）協定締結時のものです。

○災害時における飲料の提供協力に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と株式会社八洋フーズ（以下「乙」という。）とは、上三川町域において水害・震災等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条　甲は、災害時等において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

（１） 乙が上三川町施設に設置した災害対応型自動販売機の機内飲料を提供すること。

（２） 株式会社八洋フーズ宇都宮営業所（住所下野市下古山 2947-1）保有の飲料を提供すること。

（３） 提供する飲料の品目及び数量は、甲乙協議の上決定する。

（要請手続き）

第2条　前条の規定による甲の要請は、上三川町総務課長が行う。

2　甲が乙に要請するときは､次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。

（１） 要請する理由

（２） 要請する飲料の品目及び数量

（３） 要請する期間

（４） その他必要な事項

（協力の実施）

第3条　乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（運搬及び引渡し）

第4条　飲料の引渡し場所は、株式会社八洋フーズ宇都宮営業所とし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上引き取るものとする。

（報告）

第5条　乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

（１） 提供した飲料の品目及び数量

（２） 提供した期間

（３） その他必要な事項

（費用負担）

第6条　第 1 条 1 項に規定する協力の実施により、乙が要した経費は無償とする。

2　第 1 条第 2 項に規定する協力の実施により、乙が要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び価格の決定）

第7条　乙は､前条第 2 項に規定する費用について第 6 条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2　甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援体制の整備）

第8条　乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内の応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては上三川町総務課長、乙においては株式会社八洋フーズ宇都宮営業所長とする。

（協定書の有効期間）

第10条　この協定書の有効期間は、協定の締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲・乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申し出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第11条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

平成３０年　９月２７日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

上三川町長　星野　光利

乙　東京都新宿区東五軒町 2-18

株式会社八洋フーズ

代表取締役社長　後藤　晃宏

注）協定締結時のものです。

○災害時における物資の供給に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と 株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、物資の調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) 設置期間

(4) その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し保有する物資の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第４条　甲の要請に基づき乙が甲に供給する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

(1) トイレ

(2) ハウス

(3) 発電機

(4) 照明機器

(5) 冷暖房機器

(6) 重機類

(7) その他甲が指定する物資

（物資の納入）

第５条　物資の納入は、甲乙調整の上、甲が指定する場所へ行うものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合には、甲又は甲が協力を要請する運送事業者等が行うものとする。

３　甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

４　甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（物資の費用）

第６条　前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次に掲げる者を連絡責任者とする。

⑴ 甲　上三川町　総務課長

⑵ 乙　株式会社アクティオ　宇都宮南営業所　所長

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年８月２３日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

乙　東京都中央区日本橋３－１２－２
株式会社アクティオ
代表取締役　　小　沼　光　雄

注）協定締結時のものです。

○災害時における物資の供給に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と 株式会社レンタルのニッケン　宇都宮南営業所（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、物資の調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量

(2) 引渡の方法及び引渡場所

(3) 設置期間

(4) その他必要とする事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し保有する物資の優先的な供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第４条　甲の要請に基づき乙が甲に供給する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

(1) トイレ

(2) ハウス

(3) 発電機

(4) 照明機器

(5) 冷暖房機器

(6) 重機類

(7) その他甲が指定する物資

（物資の納入）

第５条　物資の納入は、甲乙調整の上、甲が指定する場所へ行うものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合には、甲又は甲が協力を要請する運送事業者等が行うものとする。

３　甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

４　甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（物資の費用）

第６条　前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次に掲げる者を連絡責任者とする。

(1) 甲　上三川町　総務課長

(2) 乙　株式会社レンタルのニッケン　宇都宮南営業所　所長

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　８月２３日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星　野　光　利

乙　栃木県河内郡上三川町しらさぎ二丁目２１番地７
株式会社レンタルのニッケン　宇都宮南営業所
所長　　太　田　勇　一

注）協定締結時のものです。

○災害時等における物資供給等防災に関する協力協定書

（目的）

第１条　上三川町（以下「甲」という。）と王子コンテナー株式会社宇都宮工場（以下「乙」という。）は、上三川町内において、地震、洪水、その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に応じ乙が保有する物資を供給すること等についての強化を図る為、本協定を締結する。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置した場合等、乙の協力が必要であると認められる時は、乙に対し協力を要請する事ができる。

（協力実施）

第３条　乙は前項の規定により、甲から協力要請を受けたときは、優先的に協力するものとする。

（物資の品目及び数量）

第４条　甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定する。

（要請の手続き）

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「物資等の供給要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第６条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

２　乙は協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（物資の輸送）

第７条　物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

（物資の受領）

第８条　甲は、供給された物資の品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

（物資の供給報告）

第９条　乙は、物資の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）
第 10 条 乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、甲の要請に基づいて乙が行った輸送等の費用ついても、甲が負担するものとする。
2 前項の費用は、災害等発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払）
第 11 条 乙は物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲に費用を請求するものとする。
2 甲は、前項の請求があった時は、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）
第 12 条 協定の実施に関する連絡責任者は甲にあっては、総務課長、乙にあっては、工場長とする。

（有効期間）
第 13 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）
第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２（2020）年１１月２４日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町

上三川町長　星野　光利

乙　栃木県宇都宮市平出工業団地 8-3
王子コンテナー株式会社

宇都宮工場長　福島　明

注）協定締結時のものです。

○災害時の応急対策業務の実施に関する協定

上三川町（以下「甲」という。）と上三川町建設事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の災害（以下「災害」）が発生した場合において、相互協力により迅速な応急対策業務を実施するため、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び上三川町地域防災計画の趣旨に基づき、町内で大規模災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、甲が管理する道路・河川・公園（公共施設等）の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「災害時の応急対策業務」という。）を実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力体制）

第２条　乙は応急対策業務の実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等を記載した名簿を甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の内容に変更が生じたとき、甲が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、業務協力者の名簿を甲に提出するものとする。

（協力の要請及び受諾）

第３条　甲は、災害時の応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙にその業務についての協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り甲の要請を受諾するものとする。

３　前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（業務の実施）

第４条　乙の代表は、第３条の規定により甲の災害時の応急対策業務の要請を受諾したときは、被災地の状況を考慮した上で、業務協力者名簿から当該業務を遂行可能な者を甲へ報告するものとする。甲は乙の長からの報告を参考に当該業務を遂行するに適した業者（以下「業務施工者」という）を選定する。選定された業務施工者は、甲の指示に従い直ちに応急対策業務を実施するものとする。この場合、当該業務は、その目的を達成するための最小必要限度のものとする。

２　甲は当該業務に要した経費を負担することとし、速やかに当該業務を実施する業務施工者と契約書を取り交わすものとする。

３　乙は、業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（従業者の補償）

第５条　第４条の規定に基づき、応急対策業務に従事したものが、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により行うものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から１年間有効期間を延長し、以後この例によるものとする。

（補則）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１９年７月１８日

甲　河内郡上三川町しらさぎ１－１

上三川町長　職務代理者

上三川町　副町長　　野 沢 美 範

河内郡上三川町しらさぎ２－３４－６

上三川町建設事業協同組合

代表理事　　仁 平 光 浩

注）協定締結時のものです。

○上三川町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

上三川町 （以下「甲」という。）と社会福祉法人上三川町社会福祉協議会 （以下「乙」という。）は、災害時における上三川町災害ボランティアセンター （以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上三川町地域防災計画に基づき、災害時の応急対策として行うセンターの設置 ・ 運営及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙が果たすべき役割と協力事項等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況を含むボランティア活動を行うために必要な情報や被災者への効果的な支援に必要な情報を速やかに共有するとともに、連携・協力して措置を講じる。

（センターの設置）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置する。

（センターの設置場所）

第４条　センターは、上三川いきいきプラザ内に設置する。

２　前項の規定にかかわらず、当該施設では十分な活動が困難な場合及び当該施設が罹災し使用できない場合、甲は、第７条に規定する業務に必要な施設等を確保し乙に提供する。

（センターの運営）

第５条　センターは、乙が主体となり、必要に応じてボランティア、関係機関・団体等の協力のもと運営する。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整の担当者を配置し、速

やかに連携体制を整える。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な運営を確保するため、甲に対し、必要な人材の協力を要請することができる。

（センターの業務）

第７条　センターは次に掲げる業務を行う。

（１）　被災情報の把握

（２）　ボランティアニーズの把握

（３）　災害ボランティアの募集、受付

（４）　災害ボランティア活動の情報発信

（５）　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

（６）　ボランティア活動保険の加入手続

（７）　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・管理

（８）　災害ボランティア活動に必要な移動支援

（９）　上三川町災害対策本部との以下の情報共有

①被災状況・避難情報

②インフラ等の復旧計画・復旧情報

③ボランティアによる支援活動の情報

④特に支援を必要とする者の情報

⑤その他、甲乙が災害ボランティア活動に必要であると認める情報

（１０）　関係機関及び団体との連絡・調整・仲介等

（１１）　その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第８条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保する。

（費用負担）

第９条　センターの設置費用及び運営に係る人件費、応援職員の旅費については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。ただし、乙は、センターの活動に係る助成金等の収入があるときは、これを運営費用に充てる。

（損害補償）

第１０条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険によるものとする。

２　前項のボランティア保険の保険料は、ボランティア本人の自己負担とする。

（報告）

第１１条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（センターの閉鎖）

第１２条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定する。

（個人情報の取扱い）

第１３条　乙は、センターの運営に関して得た個人情報の取扱いについて、社会福祉法人上三川町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理する。

（平常時の体制整備）

第１４条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行う。

２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図る。

（その他）

第１５条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないと

きは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書面を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各々１通を保有する。

令和３年　８月　５日

甲　　上三川町しらさぎ１丁目１番地
上三川町
町長　　星　野　光　利

乙　　上三川町大字上蒲生１２７番地１
社会福祉法人上三川町社会福祉協議会
会長　　遠　藤　　進

注）協定締結時のものです。

○災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書

上三川町(以下「甲」という。)と栃木県電気工事業工業組合(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上三川町内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき（以下「災害時等」という。）に、甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時等における応急活動のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(1) 甲が応急活動を行う町有施設の電気設備の復旧・点検
(2) 甲が応急活動を行う町有施設への物資の供給
(3) その他甲が行う応急活動に対する協力

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、優先して協力に努めるものとする。

（措置の状況）

第４条　乙は、前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して、措置状況を報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が、第２条に基づく協力に要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第６条　甲と乙は、この協定に基づく活動を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

附　則

この協定は、平成２５年１１月２８日から適用する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年１１月２８日

甲　上三川町

上三川町長　星野　光利

乙　栃木県電気工事業工業組合

理事長　　市川　明

注）協定締結時のものです。

○災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合小山支部（以下「乙」という。）とは、上三川町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、公共施設等の電気設備の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲の要請に応じ、乙が行う電気設備の復旧活動等について、必要な事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（支援協力の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

(2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。

(3) 活動中における二次災害等を発見した場合の関係機関等への通報等に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業に関すること。

２　甲は、前項に定めのない場合については、乙と協議のうえ支援協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにした「支援要請書」（別紙様式第１）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を通知するものとする。

(1) 支援協力の種類

(2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

(3) 支援協力を開始する年月日

（支援協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、直ちに支援協力を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を速やかに口頭等により甲に連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡し）

第５条　乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第２）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、やむを得ず「災害復旧業務完了報告書」による報告ができない場合は、口頭等により報告し、事後速やかに「災害復旧業務完了報告書」を提出するものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、乙が当該活動に要した経費を負担するものとする。

２　前項の経費の額は、当該活動内容に応じ、甲の積算基準に従い積算した額を基準に、甲乙協議して定めるものとする。

３　乙は、活動の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（損害の負担）

第７条　この協定に基づき乙が実施した支援協力業務により生じた損害に対する補償については、その責

に帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第８条　支援協力業務に従事した者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙が補償するものとする。

（連絡体制の整備及び資料の共有）

第９条　甲及び乙は、この協定に基づく支援協力業務を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

２　甲及び乙は、この協定に基づく支援協力業務が円滑に行われるよう、随時、次の各号に掲げる資料を共有するものとする。

(1) 連絡担当者及びその補助者の職及び氏名並びに連絡体制

(2) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況

(3) その他必要な事項

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、この協定は更に１年間更新するものとし、以後についても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１１月２８日

甲　上三川町

上三川町長　　星　野　光　利

乙　栃木県電気工事業工業組合小山支部

支　部　長　　多　田　　満

注）協定締結時のものです。

○災害時における食料・生活必需品等の輸送協力に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と赤帽栃木県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力及び要請手続）

第２条　甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請した理由

(2) 要請した車両台数

(3) 要請期間及び輸送する物資

(4) その他必要な事項

（物資輸送協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

（輸送業務）

第４条　甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

(1) 従事した車両及び従事者名簿

(2) 従事日数及び走行距離

(3) その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

２　乙は、この協定により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

（協議）

第１１条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施日）

第１２条　この協定は、平成２３年１０月１日から実施する。

本協定締結の証として本書を１１通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１０月１日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市
宇都宮市長　　佐 藤 栄 一

鹿沼市今宮町1688番地１
鹿沼市
鹿沼市長　　佐 藤　信

真岡市荒町5191番地
真岡市
真岡市長　　井 田 隆 一

さくら市氏家2771番地
さくら市
さくら市長　　人 見 健 次

下野市小金井1127番地
下野市
下野市長　　広 瀬 寿 雄

日光市今市本町1番地
日光市
日光市長　　斎 藤 文 夫

上三川町しらさぎ１丁目１番地
上三川町
上三川町長　　星 野 光 利

芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町

芳賀町長　　豊 田 征 夫

壬生町通町12番22号

壬生町

壬生町長　　小 菅 一 弥

高根沢町大字石末2053番地

高根沢町

高根沢町長　　高 橋 克 法

宇都宮市下栗町1丁目4番3号

赤帽栃木県軽自動車運送協同組合

理事長　　原 田 守 男

注）協定締結時のものです。

○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会下野支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、上三川町あるいはその他の市町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資等の輸送業務の円滑な運営を図るため、甲が乙に協力を要請する手続き等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時において、物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書（様式１）（以下「要請書」という。）をもって乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由
（２）輸送業務の期間
（３）輸送する物資及び場所
（４）必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
（５）その他必要な事項

（輸送業務の遂行）

第３条 乙は、前条に規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務に当たるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第４条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書（様式２）（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに次に掲げる業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

（１）従事した乙の名称
（２）緊急輸送の内容
（３）従事した会員会社名及び従事した人員数
（４）従事した期間
（５）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（災害時の情報提供）

第５条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（連絡責任者）

第６条 第２条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方の間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに通知するものとする。

（費用の負担）
第７条 乙が緊急輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。
（１）緊急輸送に要した人件費
（２）緊急輸送に要した車両等の経費
（３）前各号に掲げるもののほか、緊急輸送に要した経費
２　前項の輸送業務に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定める。

（災害補償）
第８条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成１８年条例第３１号)が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期間）
第９条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができる。

（疑義の決定）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成　２９年　８月　２８日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町

上三川町長　星野　光利

乙　栃木県宇都宮市八千代１丁目５番１２号
栃木県トラック協会下野支部

下野支部長　小林　弘房

注）協定締結時のものです。

○災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

上三川町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

１　甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供

２　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

３　乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

４　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

１　停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去

２　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

３　住民への停電情報等の周知のため、甲の防災メール等の利用

（覚書の締結）
第５条　甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　８月　４日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

上三川町

上　三　川　町　長

乙　栃木県小山市駅東通り２丁目２３番２５号

東京電力パワーグリッド株式会社

栃　木　南　支　社　長

注）協定締結時のものです。

○災害時における上三川町と上三川郵便局との協力に関する覚書

上三川町（以下「甲」という。）と上三川郵便局（以下「乙」という。）とは、上三川町内の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する被害をいう。）が発生した場合、甲及び乙が相互に協力し、必要な災害対策を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を取り交わすものとする。この場合、上三川郵便局は、上三川町内を受け持つ全郵便局を代表する。

（協力要請）

第１条　甲及び乙は、上三川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地、並びに赤自転車等の物品類の提供

(2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 甲又は乙が収集した避難町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

(4) 避難所等への臨時の郵便差出箱の設置

(5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関する、災害特別事務取扱い及び援護対策の実施

(6) その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

２　前項に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第２条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を鑑み、相互に協力するものとする。

（経費の負担）

第３条　第１条の規定による協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

２　前項の規定による負担について疑義が生じたときは、甲乙が協議し、負担すべき額を決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第４条　甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第５条　乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては上三川町総務課長、乙においては上三川郵便局副局長とする。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定

めるものとする。

（効力発生日）

第９条　この覚書は、平成１３年４月１日から効力を有する。

この覚書の証として、正本２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１３年３月２９日

甲　河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町長　　猪瀬　成男

乙　河内郡上三川町大字上三川5049番地４
上三川郵便局長　　村上　一夫

注）協定締結時のものです。

○災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第５７条の規定に基づき、　上三川町（以下「甲」という。）と株式会社とちぎテレビ（以下「乙」という。）並びに株式会社栃木放送（以下「丙」という。）は、同法施行令第２２条の規定に基づく災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定を締結する。

第１条　甲は、法第５７条の規定に基づき乙及び丙に対し法第５６条の規定による通知又は警告等の放送を要請する場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第２条　甲は、法第５６条の規定に基づき放送を求める場合は、乙及び丙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

１　放送を求める理由

２　放送の内容

３　放送の日時

４　その他必要な事項

第３条　乙及び丙は、前条による放送を求められ、その内容が法第５６条の規定に適合すると認められたときは、放送内容、放送の種別及び日時等を決定し、放送を行うものとする。

第４条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第５条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成２７年　３月１０日から実施する。

平成２７年　３月１０日

甲　　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町長　　星　野　光　利

乙　　栃木県宇都宮市昭和２－２－２
株式会社とちぎテレビ
代表取締役社長　　吉　澤　文　夫

丙　　栃木県宇都宮市本町１２－１１
株式会社栃木放送
代表取締役社長　　竹　澤　一　夫

注）協定締結時のものです。

○安全安心に関わる放送協定書

上三川町（以下「甲」という。）とケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、安全安心に関わる放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、乙の提供するサービス（コミュニティチャンネル・メール配信・スマートフォンアプリ等）を通じて、防災及び防犯等に関する情報を提供することにより、町民の安全、安心の確保に資することを目的とする。

（情報発信の要請）

第２条　甲は、災害時の情報や、平時の防災及び防犯等に関する情報を、町民に伝達する必要があると認めたときは、乙に対し、放送の実施を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず要請することができ、事後、速やかに文書を提出する。

（情報発信の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに情報発信を行うものとする。

２　乙は、情報発信に必要な情報を、甲に求めることができる。

３　乙は、情報発信の実施にあたり、地域に密着したケーブルテレビ局としての使命に基づき、町民が求める情報を、正確かつ迅速に伝達するよう努めなければならない。

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、緊急時における情報の伝達を円滑に行うため、あらかじ

め連絡体制を定めるものとする。

２　協定期間内において前項の連絡体制に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、令和元年１２月２８日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたり疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　元年１２月１８日

甲　　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

上三川町

町長　星野光利

乙　　栃木県栃木市樋ノ口町４３番５号

ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長　高田　光浩

注）協定締結時のものです。

○災害に係る情報発信等に関する協定

上三川町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、上三川町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、上三川町が上三川町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ上三川町の行政機能の低下を軽減させるため、上三川町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、上三川町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、上三川町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、上三川町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 上三川町が、上三川町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 上三川町が、上三川町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 上三川町が、災害発生時の上三川町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 上三川町が、上三川町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 上三川町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、上三川町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく上三川町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、上三川町から提供を受ける情報について、上三川町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、上三川町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、上三川町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、上三川町とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和３年２月１８日

上三川町：栃木県河内郡上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地

上三川町長　星　野　光　利

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役　川　邊　健　太　郎

注）協定締結時のものです。

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人○○○○（以下「乙」という。）とは、一般的な避難所では生活に支障を来たす者（高齢者、障がい者、乳幼児等（以下「要配慮者等」という。））を受け入れる施設（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時における要配慮者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法（昭和３６年法令第２３３号）第８条第２項第１５号の規定に基づき、甲が乙の運営する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（指定する施設）

第２条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。なお、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第３条　乙は、副避難所の管理運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（要請）

第４条　この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３　乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者等を受け入れたときは、甲に受け入れ人数等を報告するものとする。

（手続き）

第５条　前条に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者等の氏名、住所、心身の状況及び連絡先等

(2) 要配慮者等の身元引受人の氏名及び連絡先等

（福祉雛所への移送）

第６条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等の家族又は支援者が行う。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が移送に協力する。

２　乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（開設期間）

第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要な場合は、甲乙協議の上、７日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は、同様に取り扱うものとする。

（費用の負担）

第８条　施設が、福祉避難所として要配慮者等の受け入れを行った場合において、その設置運営に要した費用及び甲の要請に基づき施設が実施した事項に係る費用については、所用の実費を甲が負担するものとする。

２　その他必要な費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、施設が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第１０条　乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

２　乙は、施設が、前項に規定する守秘義務を遵守するよう、必要な措置を講じるものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第１１条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第１２条　乙は、この協定に関する書類等を施設に備えるほか、次に掲げる記録を福祉避難所閉鎖後、５年間保管しなければならない。

(1) 要配慮者等の氏名・滞在期間等

(2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

（協定の解除）

第１３条　甲は、乙がこの協定に基づく目標を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定の期間）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに１年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（その他）

第１５条　この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２７年１１月１９日

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

甲　上三川町

上三川町長　星野　光利

栃木県河内郡上三川町

乙　社会福祉法人

協定者一覧

社会福祉法人　順仁会
社会福祉法人　幸知会
社会福祉法人　上三川福祉会

注）協定締結時のものです。

○災害時における施設の使用に関する協定

上三川町（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）との間に、甲が乙の管理する施設を使用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が開設する指定避難所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、乙の管理する施設を使用することについて、必要な事項を定め、災害時における避難者受け入れを迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（施設使用等の要請）

第２条　甲は、災害時において、乙の管理する施設を避難所として使用する必要が生じた場合は、乙に対して施設の使用を要請することができる。

２　前項の規定により、施設の使用を要請するときは、別記様式によりその旨を通知するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書にて速やかに通知するものとする。

３　乙は、甲から施設使用の要請を受けたときは、業務に支障の無い範囲で施設使用に協力するものとする。ただし、乙又は乙の業務に従事する者が被災したときはこの限りではない。

（対象施設）

第３条　甲が使用することができる施設は、以下のとおりとする。

（１）体育館及び機器類等の付帯設備（以下「体育館等」という。）

（２）グラウンド

（３）ゲストホール

（避難所の開設及び管理）

第４条　避難所の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣する職員が行うものとする。

２　甲は避難所を開設したときは職員を配置し、責任者を置くものとする。

３　前項に定めるもののほか、施設使用等の具体的な内容については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用負担）

第５条　施設の使用料は原則無償とする。

２　甲が施設を避難所として使用している間に、施設に破損等が生じた場合、甲に故意又は

重過失のある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

（使用期間）

第６条　避難所としての使用期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、延長することができる。

（避難所の閉鎖及び施設の返還）

第７条　甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対しその旨を通知し、施設の返還にあたっては、甲乙協議のうえ、定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

	組織名	連絡責任者	電話番号
甲	上三川町	総務課長	０２８５－５６－９１１５
乙	日産自動車(株)栃木工場	総務課長	０２８５－５６－１２０４

（有効期間）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれの者からもこの協定を終了又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が署名の上、各者１通を保有する。

令和２年１月３１日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地

上三川町長　　星野　光利

乙　栃木県河内郡上三川町大字上蒲生２５００番地

日産自動車株式会社栃木工場

栃木工場長　　中村　卓也

注）協定締結時のものです。

○災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定

上三川町（以下「甲」という。）、栃木日産自動車販売株式会社（以下「乙１」という。）及び日産プリンス栃木販売株式会社（以下「乙２」といい乙１とあわせて「乙」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電気自動車からの電力供給の使用について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、電気自動車の蓄電機能に着目し、甲による電気自動車の計画的な整備に加え、乙及び丙が協力することで、上三川町内に大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生の恐れのある場合において、避難拠点等で電気自動車を非常用電源として活用し電力を供給する業務（以下「給電業務」という。）を行うことで避難拠点等の円滑な運営を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害により大規模停電が発生し、又は発生の恐れのある場合において、給電業務のための電気自動車及び充電スタンドが必要なときは、乙及び丙に対して、電気自動車の貸与等の協力を（第１号様式）により要請するものとする。

（協力）

第３条　乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、それぞれの安全確保、事業継続が優先され、可能な範囲において、応ずるものとする。

（電気自動車の貸与）

第４条　乙及び丙は、それぞれの指定する日時及び場所で電気自動車を甲に貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

２　給電業務の期間は、災害発生から１週間程度とする。残電力量の不足により給電業務の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車（以下「貸与電気自動車」という。）を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。

３　前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合、甲は貸与元である甲乙は丙と協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続することができる。

４　甲は、給電業務の終了後、この旨を貸与元である乙又は丙に報告し、遅滞なく、貸与電気自動車を返還するものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第５条　乙及び丙は、甲に対して、それぞれが管理する電気自動車用充電スタンドを、それぞれの指定する日時および場所において使用することを許諾する。

（使用上の留意事項）

第６条　甲は、貸与電気自動車及び第５条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

（１）乙及び丙がそれぞれ定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。

（２）貸与電気自動車もしくは充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は､貸与元である乙又は丙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（３）貸与電気自動車が物損事故又は人身事故を起こした場合には、速やかに貸与元である乙又は丙に連絡を行い、対応を協議する。

（費用負担）

第７条　本協定により、貸与電気自動車及び使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

（賠償）

第８条　甲は、貸与電気自動車及び充電スタンドを善良なる管理者の注意をもって管理し、甲の責に帰すべき事由により損害を与え、又は滅失したときは、貸与元である乙又は丙に対しその損害を賠償するものとする。

（訓練への協力）

第９条　乙及び丙は、甲が実施又は後援する訓練に自己の費用負担と責任にて協力するよう努めるものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第 10 条　乙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、給電業務に必要な範囲において、甲に提供する。

（対外発表）

第 11 条　甲、乙及び丙は、この協定に関し、プレスリリースその他の対外発表を行う場合、事前に他の当事者と協議し、プレスリリースの内容につき合意を得るものとする。

（連絡調整）
第 12 条　この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ指定した者が行う。
（細目）
第 13 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協定期間及び更新）
第 14 条　この協定の期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれの者からもこの協定を終了又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各者１通を保有する。

令和　２年　１月３１　日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
上三川町
上三川町長　星　野　光　利

乙　栃木県宇都宮市不動前五丁目１番２９号
栃木日産自動車販売株式会社
代表取締役社長　小　平　雅　久
栃木県宇都宮市西原５３０
日産プリンス栃木販売株式会社
代表取締役社長　高　木　純　一

丙　栃木県河内郡上三川町上蒲生２５００
日産自動車株式会社栃木工場
栃木工場長　中　村　卓　也

注）協定締結時のものです。

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

上三川町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第（１）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第１条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1) 甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第２条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1) 「住宅地図」とは、 全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2) 「広域図」とは、 全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２ 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３ 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４ 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条 乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２ 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３ 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）
第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧
(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協 議）
第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 30 年１月 26 日

甲）栃木県河内郡上三川町しらさぎ 1-1
上三川町
上三川町長
星野　光利

乙）埼玉県さいたま市大宮区土手町 2-1
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長
園田　孝司

注）協定締結時のものです。

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

１．趣旨

本細目は、上三川町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

２．貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	上三川町 B4 判住宅地図	５冊
広域図	上三川町を包括する広域図	５部
ZNET TOWN	上三川町 総務課 利用 閲覧地区：上三川町	１ID

３．甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先１	総務課	住所：河内郡上三川町しらさぎ1-1 電話：0285-56-9115 FAX：0285-56-6868
乙	連絡先１	第一事業本部 関東エリア統括部 宇都宮営業所	住所：宇都宮市元今泉4-12-1 電話：028-635-7833 FAX：028-634-2854
	連絡先２	第一事業本部 関東エリア統括部	住所：さいたま市大宮区土手町1-2 電話：048-643-1313 FAX：048-644-5712

以 上

○広告付避難場所等電柱看板に関する協定

上三川町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）とは、上三川町内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、上三川町内における看板の掲出により、町民等に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第２条

（１）看板：乙の実施している広告事業のうち乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

（２）広告主：本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第３条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の義務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（１）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

（２）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。

（３）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。

（４）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

（５）避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第５条　看板に記載する避難場所等案内表示には、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第６条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

（１）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

（２）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

（３）政治性のあるもの。

（４）宗教性のあるもの。

（５）社会問題についての主義主張。

（６）個人の名刺広告。

（７）美観風致を害するおそれがあるもの。

（８）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

（９）その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第７条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期限）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２８年　９月２９日

甲　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目１番地
　　上三川町長　星野　光利

乙　栃木県宇都宮市宿郷１－２０－５
　　東電タウンプランニング株式会社　栃木総支社
　　栃木総支社長　手塚　進

注）協定締結時のものです。

〔条 例 等〕

○上三川町防災会議条例

［昭和38年９月21日
条　例　第 21 号］

改正 昭和57年６月10日条例第20号
平成12年３月15日条例第９号
平成25年３月25日条例第２号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、上三川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 上三川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 水防計画を調査審議すること。

(3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3) 県の警察官のうちから町長が任命する者

(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(8) その他町長が必要と認める者

６　前項の委員は、30人以内とする。

（議事等）

第４条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和３８年１０月１日から施行する。

附　則（昭和57年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年条例第９号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（上三川町水防協議会条例の廃止）

2　上三川町水防協議会条例（昭和30年上三川町条例第20号）は、廃止する。

附　則（平成25年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

○上三川町災害対策本部条例

［昭和38年９月21日
条　例　第 22 号］

改正 平成15年３月７日条例第３号

平成25年３月25日条例第３号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第８項の規定に基づき、上三川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要があるときは災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和３８年１０月１日から施行する。

附　則（平成15年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

○上三川町被災宅地危険度判定実施要綱

［平成18年１月26日
告示第　６　号］

（目的）

第１条　この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年３月30日制定。以下「県要綱」という。）第７条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

（危険度判定の実施主体）

第３条　本町の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

２　県要綱第７条第５項の規定に基づき、県が本町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

（震前対策）

第４条　町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本町地域防災計画に位置付けるものとする。

２　建築課を危険度判定所管課とし、建築課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

３　建築課長は、建築課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

４　建築課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

５　建築課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

（危険度判定実施の決定）

第５条　本町災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

２　前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に報告するものとする。

（実施本部）

第６条　前条第１項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建築課に実施本部を設置するものとする。

２　実施本部には、次の各号の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 実施本部長　建築課長

(2) 連絡調整班長　建築課長補佐

(3) 物資調達班長　建築課係長

３　実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
(2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
(3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
(4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
(5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
(6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

（危険度判定の対象区域及び対象宅地の決定の基準及び手順）

第７条　危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面、自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

２　優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第８条　災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

２　実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本町職員に危険度判定活動を要請するものとする。

３　危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第９条　本町職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

２　実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第１０条　町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等からの危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第１１条　実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

２　町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

附　則(平成19年告示第35号)

この要綱は、告示の日から適用する。

附　則(平成28年告示第78号)

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

附　則(令和４年告示第７４号)

この要綱は、令和４年５月３１日から施行する。

○上三川町震災建築物応急危険度判定要綱

［平成18年１月26日
告示第　７　号］

（目的）

第１条　この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年３月30日制定。以下「県要綱」という。）第４条第１項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

（判定の実施主体）

第３条　本町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

（震前対策）

第４条　町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を本町地域防災計画に位置付けるものとする。

２　建築課を判定所管課とし、建築課長は同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。

３　建築課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成するものとする。

４　建築課長は、判定士等の確保に努めるものとする。

５　建築課長は、判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

（判定実施の決定）

第５条　本町災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

２　本町災害対策本部長は、県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）が県要綱第５条第２項に基づき、判定を実施するよう本町災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

３　第１項又は第２項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

（実施本部）

第６条　前条第１項又は第２項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建築課に実施本部を設置するものとする。

２　実施本部には、次の各号の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 実施本部長　建築課長

(2) 連絡調整班長　建築課長補佐

(3) 物資調達班長　建築課係長

３　実施本部は判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

４　実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保

(2) 現地判定拠点との連絡調整

(3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

(4) 判定実施についての被災地住民への周知

(5) 判定活動の際の現地案内人の確保

(6) その他の現地での判定活動の補完作業

（判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順）

第７条　判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

２　優先的に判定を実施すべき施設及び区域等は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第８条　災害対策本部は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土木部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

２　実施本部長は、判定士の資格を有する本町職員に判定活動を要請するものとする。

３　判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

（判定士等の移動方法及び宿泊場所の確保等）

第９条　本町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

２　実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第１０条　町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（判定活動時における安全及び補償等）

第１１条　実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

２　町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

附　則(平成１９年告示第３６号)

この要綱は、告示の日から適用する。

附　則(平成２８年告示第７７号)

この要綱は、平成２８年６月７日から施行する。

附　則(令和４年告示第７３号)

この要綱は、令和４年５月３１日から施行する。

○災害救助法施行細則（別表第１、別表第２）

最近改正 令和５年３月10日　規則第35号

別表第１

救助の程度方法及び期間

第1　避難所及び応急仮設住宅の供与

(1)　避難所

ア　避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ　避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施するものとする。

ウ　避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げる費用(法第2条第2項の規定による救助として供与される避難所にあっては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)とする。

（ア）　賃金職員等雇上費

（イ）　消耗器材費

（ウ）　建物の使用謝金

（エ）　器物の使用謝金、借上費又は購入費

（オ）　光熱水費

（カ）　仮設便所等の設置費

エ　避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり　330円

オ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ　避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内(法第2条第2項の規定による救助として供与される避難所にあっては、当該救助を開始した日から別に定める日までの期間)とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(2)　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア　建設型応急住宅

（ア）　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ)　建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、6,285,000円以内とする。

(ウ)　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(エ)　福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。

(オ)　建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(カ)　建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。

(キ)　建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

イ　賃貸型応急住宅

(ア)　賃貸型応急住宅の1戸あたりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

(イ)　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

(ウ)　賃貸型応急住宅を供与できる期間は、アの(カ)の期間と同様の期間とする。

2　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1)　炊き出しその他による食品の給与

ア　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、現に炊事のできない者若しくは災害により現に炊事のできない者に対して現物をもって行うものとする。

イ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

(ア)　主食費

(イ)　副食費

(ウ)　燃料費

(エ)　雑費

ウ　炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,180円以内とする。

エ　炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2)　飲料水の供給

ア　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

イ　飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

ウ　飲料水の供給を実施する期間は、2の(1)のエの炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア　被服、寝具及び身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

(3)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

ア　住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季　別	期　間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上1人を増すごとに加算する額
夏　季	4月～9月	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬　季	10月～3月	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

イ　住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季　別	期　間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上1人を増すごとに加算する額
夏　季	4月～9月	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬　季	10月～3月	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

(4)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

4　医療及び助産の給付

(1)　医療の給付

ア　医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

イ　医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

（ア）　診療

（イ）　薬剤又は治療材料の支給

（ウ）　処置、手術その他の治療及び施術

（エ）　施設病院又は診療所への収容

（オ） 看護

ウ　医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2)　助産の給付

ア　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ　助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

（ア） 分べんの介助

（イ） 分べん前及び分べん後の処置

（ウ） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

エ　助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

5　被災者の救出

(1)　被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

(2)　被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3)　被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

6　被災した住宅の応急修理

(1)　住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けて自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2)　住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

(3)　住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

ア　イの世帯以外の世帯にあっては、1世帯当たり、655,000円

イ　半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあっては、1世帯当たり、318,000円

(4)　住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

7　生業資金の貸与

(1)　生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。

(2)　生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てる

ものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

(3)　生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

ア　生業費　1件当たり　30,000円以内

イ　就職支度費　1件当たり　15,000円以内

(4)　生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(5)　生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

ア　貸与期間　2年以内

イ　利子　無利子

8　学用品の給与

(1)　学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、学用品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(2)　学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(3)　学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

ア　教科書代

（ア）　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（イ）　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具費及び通学用品費

（ア）　小学校児童にあっては、1人当たり、4,700円

（イ）　中学校生徒にあっては、1人当たり、5,000円

（ウ）　高等学校等生徒にあっては、1人当たり、5,500円

(4)　学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

9　死体の捜索及び処理

(1)　死体の捜索

ア　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ　死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕

費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

ウ　死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

(2)　死体の処理

ア　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

イ　死体の処理は、次の事項について行うものとする。

（ア）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（イ）　死体の一時保存

（ウ）　検案

ウ　検案は、原則として救護班が行うものとする。

エ　死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

（ア）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料　1体当たり3,500円

（イ）　死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,400円に当該地域における通常の実費を加算した額)とする。

（ウ）　検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

オ　死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

10　埋葬

(1)　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

(2)　埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア　棺

イ　埋葬又は火葬

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3)　埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人213,800円以内、小人(満12歳に満たない者をいう。)170,900円以内とする。

(4)　埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

11　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1)　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

ア　被災者(法第2条第2項の規定による救助にあっては避難者)の避難に係る支援

イ　医療及び助産

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　死体の捜索

カ　死体の処理

キ　救助用物資の整理配分

(2)　応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3)　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

12　災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1)　自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(2)　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(3)　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が138,300円以内とする。

(4)　障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第２

(1)　令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度(日当、超過勤務手当、費用弁償)

職 種	日 当	超過勤務手当 (１時間あたり)	費用弁償額
医師 歯科医師	22,600円	4,520円	職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第 1 号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	16,000円	3,200円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,700円	3,140円	
救急救命士	14,400円	2,880円	
土木技術者 建築技術者	15,300円	3,060円	
大工	26,300円	5,260円	
左官	27,500円	5,500円	
とび職	24,700円	4,940円	

(2)　令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

別表第3

救助事務費

1　救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1)　超過勤務手当

(2)　賃金職員等雇上費

(3)　旅費
(4)　需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
(5)　使用料及び賃借料
(6)　通信運搬費
(7)　委託費

2　各年度において、1の救助事務費に支出する費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。
(1)　3,000万円以下の部分の金額　100分の10
(2)　3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額　100分の9
(3)　6,000万円を超え1億円以下の部分の金額　100分の8
(4)　1億円を超え2億円以下の部分の金額　100分の7
(5)　2億円を超え3億円以下の部分の金額　100分の6
(6)　3億円を超え5億円以下の部分の金額　100分の5
(7)　5億円を超える部分の金額　100分の4

3　2の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第1に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

最近改正 令和５年３月10日

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	１　基本額 避難所設置費 １人 １日あたり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難にあたっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	１　基本額 避難所設置費 １人 １日あたり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難にあたっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は２年以内。
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、供与	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者できない者	１人１日あたり 1,180円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は１／３日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2 下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2 現物給付に限ること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3"><table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,700</td><td>24,000</td><td>35,600</td><td>42,500</td><td>53,900</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,000</td><td>40,100</td><td>55,800</td><td>65,300</td><td>82,200</td><td>11,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,200</td><td>12,300</td><td>15,000</td><td>18,900</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,900</td><td>12,900</td><td>18,300</td><td>21,800</td><td>27,400</td><td>3,600</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3 施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1 現に生命、身体が危険な状態にある者
2 生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2 輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
1世帯当り

①大規模半壊又は半壊若しく半焼の被害を受けた世帯
６５５，０００円以内
②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
３１８，０００円以内</td><td>災害発生の日から3ヶ月以内
（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内）</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　　４，７００円 中学校生徒　　５，０００円 高等学校等生徒　５，５００円	災害発生の日から （教科書） １ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体あたり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り3,500円以内 一　既存建物借上費 時　　通常の実費 保　既存建物以外 存　　１体当り　5,400円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯あたり 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日あたり 医師、歯科医師 ２２，６００円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 １６，０００円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 １５，７００円以内 救急救命士 １４，４００円以内 土木技術、建築技術者 １５，３００円以内 大工 ２６，３００円以内 左官 ２７，５００円以内 とび職 ２４，７００円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ト　５億円を超える部分の金額については100分の４		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔様 式 等〕

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第１号様式（火災）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW―FAX　発信特番-500-2146 NTT―FAX　028-623-2146		
第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW―TEL 発信特番5 00-2136／NTT―TEL　028-623-2136)		市町村（消防本部名）	
（　月　日　時　分現在）		報告者名	（TEL ）

※ 特定の事故を除く。

火災種別	１ 建物 ２ 林野 ３ 車両 ４ 船舶 ５ 航空機 ６ その他		
出火場所		栃木県防災情報マップ	６―，― （英字）（数字）
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名（代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者 重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数：全焼棟／半焼棟／部分焼棟／ぼや棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ｈａ
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW―FAX　発信特番-500-2146 NTT―FAX　028-623-2146		
第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW―TEL 発信特番5 00-2136／NTT―TEL　028-623-2136)		市町村（消防本部名）	
事故名　1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 （　月　日　時　分現在）		報告者名	（TEL　）

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他（　）				
発生場所					
事業所名					
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分		
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 ＲＩ等 7 その他（　）			物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他（　）				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月日時分 使用停止命令　月日時分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
		その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW―FAX　発信特番-500-2146 NTT―FAX　028-623-2146		
第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW―TEL 発信特番5 00-2136／NTT―TEL　028-623-2136)		市町村 （消防本部名）	
		報告者名	（TEL ）

（　月　日　時　分現在）

事故災害種別	１ 救急事故　２ 救助事故　３ 武力攻撃災害　４ 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW―FAX　発信特番-500-2146 NTT―FAX　028-623-2146		
第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW―TEL 発信特番5 00-2136／NTT―TEL　028-623-2136)		市町村（消防本部名）	
		報告者名	(TEL)

（　月　日　時　分現在）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況													
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他市町が講じた応急対策													

《危機管理課・消防防災課確認事項》

１死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。

２住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同等に確認する。

３非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。

４住民の避難の状況について確認する。（避難指示（緊急）・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）

５道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）別紙

（避難勧告等の発令状況）　　市町名　（　　）

終日	⇒NW―FAX　発信特番-500-2146 NTT―FAX　028-623-2146	送付先:栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課(NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW―FAX　発信特番-500-2146 NTT―FAX　028-623-2146	送付先:栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課(NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名 (消防本部名)		区分				被害	区分		被害	災害対策本部等の設置状況	県	
報告者名	(TEL　　)	その他	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円			市町	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第　　報（　月 日　時現在）			冠水	ha		農林水産業施設	千円				
			畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円				
				冠水	ha		その他の公共施設	千円				
				学校	箇所		小計	千円				
				病院	箇所		公共施設被害市町数	団体				
区分		被害		道路	箇所		その他	農業被害	千円			
人的被害	死者	人		橋りょう	箇所			林業被害	千円	災害救助法	適用市町村名	計　　団体
	うち災害関連死者	人		河川	箇所			畜産被害	千円			
	行方不明者	人		砂防	箇所			水産被害	千円			
	負傷者 重傷	人		清掃施設	箇所			商工被害	千円			
	負傷者 軽傷	人		崖くずれ	箇所			その他	千円			
住家被害	全壊	棟		鉄道不通	箇所		被害総額		千円		119 番通報件数	件
		世帯		被害船舶	隻		災害の概況					
		人		水道	戸							
	半壊	棟		電話	回線							
		世帯		電気	戸							
		人		ガス	戸							
	一部破損	棟		ブロック塀等	箇所							
		世帯										
		人										
	床上浸水	棟										
		世帯										
		人										
	床下浸水	棟		り災世帯数※2	世帯		応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること）			
		世帯		り災者数※2	人							
		人		火災発生※3 建物	件							
非住家※1	公共建物	棟		危険物	件			自衛隊の災害派遣		その他		
	その他	棟		その他	件							

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」によるが、特に次のことに注意すること。
◎被害額は省略することができるものとする。
※１　非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※２　り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※３　火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

○緊急通行車両等の標章及び確認証明書

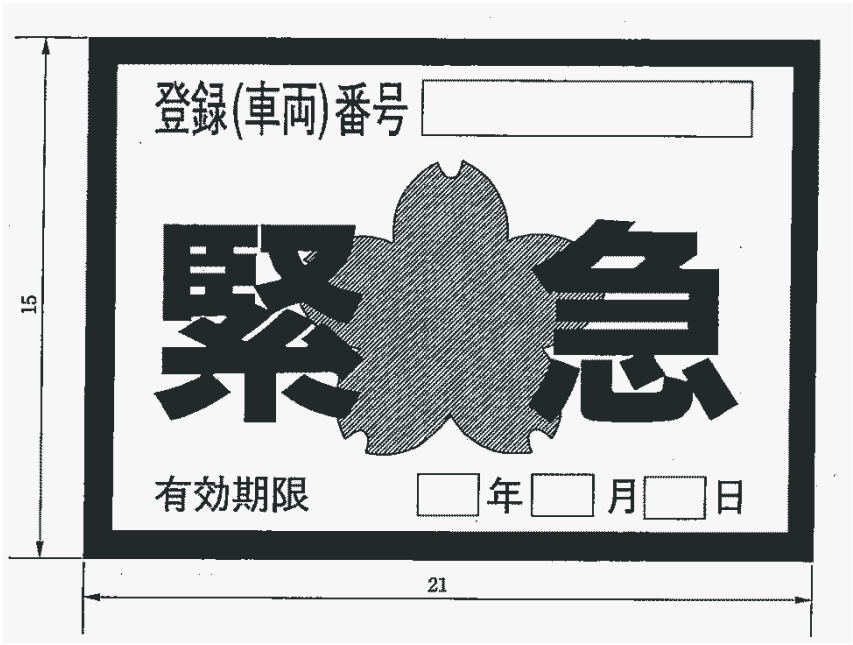

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第１

年　　月　　日

緊急通行車両等確認申出書

栃木県知事　様

住所

申出者

氏名　　印

電話（　　）　　局　　番

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	電話（　　）　　局　　番
	氏 名	
通行目的		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備　　考		

別記様式第２

<table>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日

緊急通行車両等確認証明書

栃木県知事　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住 所</td><td>電話（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行目的</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

〔そ の 他〕

○指定等文化財一覧

1　上三川町指定文化財一覧

指定番号	指定年月日	種 類	物件（指定）名称	所在地	所有者／占有者
1	S43. 4．1指定	天然記念物	長泉寺のコウヤマキ	しらさぎ	長泉寺
2	〃	〃	満願寺のカヤ	大字東汗	満願寺
4	〃	史　　跡	後志部古墳群	大字上神主	上神主・茂原官衙遺跡振興会
5	〃	〃	坂上古墳群	大字坂上	個人
6	〃	〃	上郷瓢箪塚古墳	大字上郷	個人
7	〃	〃	愛宕神社古墳	〃	愛宕神社
8	〃	〃	かぶと塚古墳石室	大字上三川	個人
9	S46. 4．1指定	〃	多功城址	大字多功	個人
19	〃	有形文化財	「農業自得」の原本と版木	大字下蒲生	個人
11	〃	民俗文化財	五段ばやし	しらさぎ	上町お囃子会
12	〃	〃	〃	大字西蓼沼	西蓼沼お囃子会
13	〃	〃	神楽（吉田流）	大字上郷	上郷神社
14	〃	〃	〃	しらさぎ	白鷺神社
17	〃	〃	刀 兼則作	大字上三川	個人
20	〃	〃	多功廃寺址と礎石	天神町	天満宮
21	〃	〃	高龗神社古墳	大字西木代	西木代自治会
22	〃	〃	天棚	〃	〃
23	〃	有形文化財	薬師堂	〃	〃
24	〃	民俗文化財	石幢	〃	〃
25	〃	有形文化財	楼門	大字東汗	満願寺
26	〃	〃	薬師堂	〃	〃
27	〃	〃	薬師三尊像	〃	〃
28	〃	〃	絵馬	〃	〃
29	〃	天然記念物	高龗神社のアカガシ	〃	高龗神社
30	S49.11.15指定	民俗文化財	橋本新清流五段ばやし	大字上郷	橋本五段囃子保存会
31	S50. 3．10指定	有形文化財	野外石仏地蔵	大字上三川	常光坊自治会
32	〃	〃	板碑	大字大山	浄光寺
33	〃	〃	駕籠	大字上三川	普門寺
34	〃	史　　跡	上三川城主横田家累代の墓	〃	善応寺
35	〃	〃	多功城主多功家累代の墓	大字多功	見性寺
36	〃	天然記念物	井戸川のケヤキ	大字上三川	個人
37	〃	有形文化財	鳥居	しらさぎ	白鷺神社
38	S51. 4．20指定	天然記念物	上郷のヒイラギ	大字上郷	個人
39	〃	〃	下蒲生のカヤ	大字下蒲生	個人
41	〃	史　　跡	愛宕塚古墳石室	大字上三川	上三川町

42	S51.４.20指定	〃	上三川城主今泉家累代の墓	しらさぎ	長泉寺
43	S59.４.１指定	天然記念部	満福寺のイチョウ	大字東蓼沼	満福寺
45	〃	有形文化財	薬師如来坐像	大字多功	宝光院
46	〃	〃	板碑	〃	〃
47	〃	〃	川中子村年貢割付状	大字川中子	個人
48	H元.４.１指定	〃	釈迦如来坐像	大字上三川	善応寺
49	〃	〃	不動明王立像・天部立像	大字東汗	満願寺
50	H７.９.29指定	〃	薬師如来立像	大字大山	浄光寺
51	H10.７.27指定	〃	鰐口	大字上郷	上郷神社
52	〃	史　　跡	多功大塚山古墳	大字多功	個人
53	〃	〃	上神主狐塚古墳	大字上神主	個人
54	H19.10.30指定	有形文化財	絹本著色南無観世音菩薩像 荒井寛方筆	大字上三川	普門寺
55	H19.10.30指定	有形文化財	旧上三川町道路元標	大字上三川	上三川町

２　栃木県指定文化財一覧

指定年月日	種 類	物件（指定）名称	所在地	所有者／占有者
S52.４.７指定	有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	大字東汗	満願寺
H２.１.26指定	〃	木造十一面観音菩薩坐像	しらさぎ	長泉寺
H20.２.１指定	天然記念物	普門寺のお葉付き・ラッパ・斑入りイチョウ	大字上三川	普門寺

３　国指定文化財一覧

指定年月日	種 類	物件（指定）名称	所在地	所有者／占有者
H15.８.27指定	史　　跡	上神主・茂原官衙遺跡	大字上神主	浅間神社、上三川町、東日本旅客鉄道㈱

４　国登録文化財一覧

指定年月日	種 類	物件（指定）名称	所在地	所有者／占有者
H18.３.２指定	有形文化財	生沼家住宅土蔵	大字上三川	上三川町

○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準

上三川町	府県予報区	栃木県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	県央部	
警　報	大雨　（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	20
		土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	江川流域=14
		複合基準	田川流域＝（12，16.6）
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川［佐貫(下)・石井(右)］、 田川　［東橋・明治橋］
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	146
	洪水	流域雨量指数基準	江川流域=11.2
		複合基準	鬼怒川流域＝（9，62.5 田川流域＝（9，12.8）
		指定河川洪水予報による基準	鬼怒川［石井(右)］、 田川　［東橋・明治橋］
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があって日最高気温が6℃以上	
	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	110mm

特別警報	気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	地象	地震動	震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合
		火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
		地面現象	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こる危険性が著しく高まっている場合
	津波		高いところで３メートルを超える津波が予想される場合
	高潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合